

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
789	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。	【支障事例】有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。 【改正による効果】保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条		内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県 【共同提案】京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされているものである。	以下の点から有効期間を設定する必要性はないと考えるため、それぞれについて、厚生労働省等、関係府省の見解を求める。 ①新制度では、保育所から保育所型認定こども園だけではなく、幼保連携型認定こども園への移行も可能であるが、幼保連携型認定こども園は有期認定の対象外であること ②特に新制度では、潜在的ニーズと現行の利用状況を踏まえ、地域における将来的な保育需要を予測した量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定めた市町村計画に基づき保育等のサービスを提供することになるため、「保育に欠ける子ども」を受入れる体制を圧迫はしないこと		保育所型認定こども園の認定の有効期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。	
92	市立の特別支援学校の設置について都道府県の認可制度の廃止	市立の特別支援学校を設置する場合、都道府県の教育委員会の認可が必要だが、規制緩和により都道府県への届出制とする。 (参考)指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み	【制度改正の経緯】本事務は、市立高等学校等とともに、地方分権第三次勧告で「認可を許容する」とされたが、今回の第4次一括法で、高校・中等教育学校については、設置認可権限が指定都市に移譲されることとなった。これにより、幼稚園・小・中・高等学校・中等教育学校を市が設置する場合、県の認可が不要となる。 また平成29年度には(特別支援学校(小・中学部)の教職員を含めた)県費負担教職員の定数権等も指定都市に移譲されることとなり、特別支援学校についても、学級編成や教職員の配置の面では指定都市が権限を持つこととなる。 【支障事例】一方、本市においては、特別支援学校に通う児童生徒の数は増加しており、平成22年度、それまで市内1か所だった市立特別支援学校を市の東西に分離拡充して受け入れ態勢を充実している。今後もさらに特別支援学校への就学を希望する生徒が増えることが予想され、市立の特別支援学校の設置が課題となっているところである。 【実現した場合の効果】特別支援学校の設置認可権限の規制緩和により、幼稚園から高等学校まで学校の設置・教職員の配置について、総合的な施策を展開することが容易となるとともに、より地域のニーズに応じた特別支援学校の設置を迅速に進めることが可能となる。 【3次勧告以降の事情変更】等は別紙のとおり	学校教育法第4条第1項第2号	別紙あり ・別紙1 第3次勧告以降の事情変更等 ・別紙2 新潟市立学校の特別支援学級・特別支援学校の状況	文部科学省	新潟市	E 提案の実現に向けて対応を検討	特別支援学校については、各障害種に対応した教育に求められる高度な専門性等に鑑み、都道府県単位での設置管理を基本とすることが適当であることから、学校教育法第80条により、都道府県にその設置義務が課されている(この点、先の第4次一括法で届出制に変更されることとなった高等学校等とは事情が異なること、また、特別支援学校は義務教育段階である小学部・中学部を含めて設置されることが多いことに留意が必要)。 このため、各都道府県内における特別支援学校の設置廃止等については、本来的な設置責任を負う都道府県において最終的な判断を行えるようにする観点から、都道府県教育委員会の認可によるものとしている。 指定都市が特別支援学校を設置する場合の都道府県教育委員会の認可を届出に改めるという今般の提案については、設置義務を負っている都道府県や、その他関係団体の意見を御確認いただき、都道府県の業務等に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。	特別支援学校に求められる高度な専門性については、新潟市が以前より、特別支援学校(小・中学部)を設置していることや、市特別支援サポートセンターの運営等を通じて、専門性を十分備えていると考えており、幼小中高の区分に関わらず、特別支援学校の認可を届出にすることを求める。 教員の質についても、県との人事交流により適切な人材を配置していることに加えて、本市独自で特別支援学校の教員採用を行っており、質の向上に努めているところである。 今回の提案について新潟県の担当者(特別支援教育推進室長)にお聞きしたところ、県としても、地域の子どもは地域の学校へ通えるように、との方向であり、本市が特別支援学校を設置すること、また県の認可権限を廃止することに対して、特に支障はないとの話であった。	なし	第4次一括法により、指定都市立高等学校の設置の認可が廃止されたことを踏まえ、指定都市立特別支援学校の設置の認可も廃止すべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
789	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○ 認定の取消等の手続きも整備されている上に、新制度の下で自治体が作成する「子ども・子育て支援事業計画」によって保育ニーズの予見可能性も向上しており、有効期間は廃止すべきである。それでもなお有効期間が必要であるとする特別の理由はあるのか。 ○ 提案団体からは、事業者にとっての中長期の運営見通しや入居児童の保護者にとって不安をもたらしているとの実際の支障事例も示されている。 ○ 本規定の適用実績等の自治体の運用状況や認定こども園の意見を調査した上でも、有効期間がなお必要ということであれば具体的に示されたい。	○ 対応不	幼保連携型認定こども園の有効期間がないこと及び新制度において市町村計画を定めることにより、保育所型認定こども園において「保育に欠ける子ども」の利用が制限されるおそれがなくなるとは言えないと考えている。 なお、自治体の運用状況等については、調査中である。	6【文部科学省】 (3)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(厚生労働省と共管) (1)保育所型認定こども園を認定する際に定めることとされている有効期間(5条)については、廃止する。	法律	平成27年6月26日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)	
92	【全国市長会】 提案の実現を求める。 ただし、特別支援学校の設置等に関しては広域での調整が必要であることから、移譲後も、引き続き道府県と緊密な連携が図られるよう必要な措置を求める。		特別支援学校の設置義務を負っている、指定都市のある道府県や、指定都市において問題ないと確認できたので、指定都市による特別支援学校の設置に係る都道府県の認可を届出に改正するよう、法制的に措置すべきではないか。	A 実施	全国知事会及び全国市長会等の意見を踏まえ、指定都市による特別支援学校の設置における都道府県教育委員会の認可を事前の届出に改めるため、学校教育法(昭和22年法律第26号)を改正する。	5【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 指定都市の設置する特別支援学校の設置廃止等の認可(4条1項2号)については、事前届出とした上で指定都市に移譲する。	法律	平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
289	市立総合支援学校(特別支援学校)の設置の際の都道府県の認可の廃止	市立総合支援学校高等部の設置に関して都道府県の認可を廃止し、都道府県への事前の届出制とする。 (参考) 指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み	【支障事例】 学校の設置・管理は市が行うが、設置等(分校の設置、分校の本校化等を含む)に当たっては、京都府(都道府県)の認可が必要となっている。 直近の例として、京都市立白河総合支援学校東山分校(高等部のみ設置)の開校(平成25年4月開校)に当たり、学校(分校)の設置のための認可申請及び学科の新設のための認可申請を学校教育法施行規則第7条の規定に基づき、京都府に事前に(平成24年3月)提出及び許可を得る手続きを行っており、申請に当たっては、申請書類だけでなく、当該校舎の図面や関連規則の整備状況など関連書類を事前に提出する等の必要があった。 上記の例のような事前の認可申請に係る事務上の負担やスケジュールの簡略化を図ることができ、スムーズな事業進捗・行政運営につなげることができる。 また、教職員配置について、仮に認可の決定時期が遅延するなどの事態が生じた場合には、特別支援学校の教員配置、校種間異動など総合的な人事異動を行う上で計画的に進捗できないなどの支障をもたらす可能性がある。 なお、指定都市の設置する高等学校の設置に係る手続については、平成26年5月28日に成立した第4次一括法において、都道府県の「認可」から都道府県への「事前の届出」へと見直されている。	学校教育法第4条 学校教育法施行規則第3条～第19条		文部科学省	京都市	E 提案の実現に向けて対応を検討	特別支援学校については、各障害種に対応した教育に求められる高度な専門性等に鑑み、都道府県単位での設置管理を基本とすることが適当であることから、学校教育法第80条により、都道府県にその設置義務が課されている(この点、先の第4次一括法で届出制に変更されることとなった高等学校等とは事情が異なること、また、特別支援学校は義務教育段階である小学部・中学部を含めて設置されることが多いことに留意が必要)。 このため、各都道府県内における特別支援学校の設置廃止等については、本来的な設置責任を負う都道府県において最終的な判断を行えるようにする観点から、都道府県教育委員会の認可によるものとしている。 指定都市が特別支援学校を設置する場合の都道府県教育委員会の認可を届出に改めるという今般の提案については、設置義務を負っている都道府県や、その他関係団体の意見を御確認いただき、都道府県の業務等に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。	是非とも、提案の実現に向け、検討を進めていただきたい。 なお、「特別支援学校は義務教育段階である小学部・中学部を含めて設置されることが多いことに留意が必要」との御指摘に関して、本市の提案においては、第4次一括法(平成26年6月)において指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可が廃止されたことと併せて、まずは「高等部」に係る認可の廃止を提案したものである。 新潟市が高等部以外の特別支援学校も含めた見直しの提案を行っているが、本市としても、高等部以外の特別支援学校についても、本市提案に示した支障事例と同様のことが生じるものであり、また、地方分権改革推進の観点からしても、同様の見直しをされることが望ましいと考えている。		第4次一括法により、指定都市立高等学校の設置の認可が廃止されたことを踏まえ、指定都市立特別支援学校の設置の認可も廃止するべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
289	【全国市長会】 提案の実現を求める。 ただし、特別支援学校の設置等に関しては広域での調整が必要であることから、移譲後も、引き続き道府県と緊密な連携が図られるよう必要な措置を求める。		特別支援学校の設置義務を負っている、指定都市のある道府県や、指定都市において問題ないと確認できたので、指定都市による特別支援学校の設置に係る都道府県の認可を届出に改正するよう、法制的に措置すべきではないか。	A 実施	全国知事会及び全国市長会等の意見を踏まえ、指定都市による特別支援学校の設置における都道府県教育委員会の認可を事前の届出に改めるため、学校教育法(昭和22年法律第26号)を改正する。	[再掲] 5【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 指定都市の設置する特別支援学校の設置廃止等の認可(4条1項2号)については、事前届出とした上で指定都市に移譲する。	法律	平成28 年4月1 日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
600	高等学校等就学 支援金制度に係 る認定等事務の 都道府県から指 定都市・中核市 への権限移譲	都道府県が行う市町 村立高等学校生徒 の就学支援金の受 給資格認定事務や、 同支援金の支給等 について、財源も含 め、各校の設置者で ある指定都市・中核 市への移譲を求め る。	【支障事例】 京都市立高等学校生徒に係る高等学校就学支援金の認 定申請審査や支給決定、支援金の支給業務について、法 律上、学校設置者を通じて都道府県に対し申請等をするこ ととなっているため、学校設置者(京都市)と認定権者(京都 府(教育委員会))とで、所得制限基準該当性・加算支給基 準の該当性の確認又は判定を行うなど、二重の審査となっ ている状況がある。 【制度改正の必要性】 就学支援金は、授業料へ充当するものであるため、各高 等学校等と学校設置者間で認定等の事務が完結することで 十分足りると考えるため、都道府県知事・都道府県教育委 員会が行う就学支援金に係るすべての事務・権限を市町村 に移譲するとともに、財源も含めて、国から直接指定都市・ 中核市に交付される枠組みを提案する。なお、今回は、設 置校・生徒数が多い指定都市・中核市を対象に移譲を提案 する。 また、現在、都道府県における事務(所得確認事務等)に ついては、学校設置者や外部団体等に委託可能であるが、 都道府県により認定申請の問い合わせ窓口が異なる(A県 では都道府県教育委員会、B県では設置者である市町村 等)のは、兄弟姉妹が異なる都道府県の高等学校に通う保 護者等にとってわかりにくいこと、また、毎年都道府県にお いて委託契約の締結事務や、受託者への就学支援金の支 払い事務が発生し労力となることから、法改正により全国的 に対応することを提案する。	高等学校等就 学支援金の支 給に関する法 律第4条、第6 条、第8条～第 11条、同施行 規則第3条、第 4条、第8条～ 第12条		文部科学 省	京都府、 兵庫県	E 提案の 実現に向 けて対応 を検討	就学支援金の支給事務については、事務負担の分 担の観点から、都道府県側の意見のみを採用して、 直ちに結論を出すことは不適當であり、指定都市、中 核市側の実情を把握し、それらの意見を踏まえながら 検討を行う必要がある。 今般の提案については、指定都市や中核市の意見 を御確認いただき、業務等に差し支えがないことが確 認できた場合には、必要な対応を検討することとし たい。 なお、就学支援金の支給に関する事務は、既に、現 行制度上、その一部を高等学校の設置者その他当該 事務を適正かつ確実に実施することができるものに 委託することができるため(法施行規則14条)、事務 負担の分担という要請があれば、都道府県・指定都 市間の協議の上、事務の一部を指定都市に委託する ことも可能となっている。 ※「支障事例」として挙げられている「二重の審査」に 関しては、現行制度上、市町村立高校の就学支援金 の支給に当たって、設置者である市町村は、受給資 格認定申請者の一覧を都道府県教育委員会に提出 するのみであり、二重の審査を行うこととしているも のではない。 一方で、市町村が受給資格認定に係る審査を行 い、都道府県教育委員会で最終的な支給決定を行う 都道府県もあり、いずれにしても二重の審査が行わ れているものではない。	地方分権の趣旨を踏まえ、文部科学省回答のとおり進めて いただきたい。		高等学校等就学支援金制度に係る認定 等事務については、指定都市・中核市以 外の市区町村含め、移譲するべきであ る。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
600	【全国市長会】 指定都市及び中核市から別紙のとおり の意見が示されていることから、市への 移譲については、手挙げ方式による移譲を 求める。	別紙あり	指定都市・中核市において問題ないと確認できれば、交付金の直接交付を含め、就学支援金制度に関する権限を指定都市・中核市に移譲するよう、法制的に措置すべきではないか。	D 現行規定により対応可能	全国市長会から、移譲を受ける側の発意に基づいた選択的な移譲を求める旨の意見が出されていることを踏まえ、市が権限移譲を求める場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条に基づく条例による事務処理特例制度を活用して権限移譲を行うことが可能であることについて、各都道府県、市町村に対して周知を行う。	5【文部科学省】 (3) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 市町村が設置した高等学校等の生徒に係る高等学校等就学支援金の支給に関する権限については、条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)55条1項)を活用することにより、学校設置者である市町村に移譲できることについて、事務処理要領において明確化し、地方公共団体に通知する。	通知	平成27年3月25日	高等学校就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について(26文科初第1414号文部科学省初等中等教育局長通知)	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
162	地域子ども・子育て支援事業における要件緩和	子ども・子育て支援新制度のなかで「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業が実施できるように、子ども・子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業」において、市町村の裁量で必要と考える事業を組み込むことが出来るよう、対象要件を緩和する。	森のようちえんとは、自然体験活動を基軸にした子育て・保育や乳幼児期教育の総称で、国内でも広がりを見せているが、既存の保育所・幼稚園、さらには子ども・子育て支援新制度の枠組にない。 このため、市町村の子ども・子育て支援事業計画(法第61条)において、広がりがつつある森のようちえんに入所する児童が計上されず、保護者のニーズ等現状を踏まえた総合的な子ども・子育て支援のための計画にならないという支障が生じる。 1950年代にデンマークで始まったもので、以後自然環境を活用した保育(幼児教育)として世界に広がっており、北欧等では制度化も進み、公的補助や専門指導者の養成プログラムも確立されている。 鳥取県と長野県の実施団体を事例対象に、「森のようちえん」における幼児の発達について調査・分析したところ(鳥取大学へ委託)、身体性、精神性、知性、社会性ともに好ましい発達が得られたとの結果が出ている。 これらを受けて、本県では、全国に先駆けて「森のようちえん」の運営費補助等の支援を行うとともに、平成25年度から、官民協働で「森のようちえん認証制度」について検討し、H27年4月からの創設を目指しているところ。 この「森のようちえん」を地域子ども・子育て支援事業のひとつとして確立することになれば、都市部にはない、自然豊かな地域の特色を活かした子育て支援として、移住定住の促進や地域の活性化につながる。	子ども子育て支援法59条、61条(児童福祉法第6条)		内閣府、文部科学省、厚生労働省	鳥取県、徳島県	C 対応不可	「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業についても、現行の対象事業の要件を満たせば国庫補助の対象となる。 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づいて対象事業が限定されており、新たな事業の追加や要件緩和には法改正等が必要である。 国庫が投入される地域子ども・子育て支援事業には、法令上位置づけられた全国的に普及している事業が対象となっている。	現在活動中の「森のようちえん」は、施設基準などによって、現行の対象要件を満たすことができないところが大部分である。全国的にも「森のようちえん」は年々増加しており、現在、40都道府県で130近くの団体が活動している。 当県では今後、認証制度を創設して、「森のようちえん」制度の普及・確立に努めているところであるが、一方で基準を満たさない保育施設は少なからず存在し、認可施設等とともに、様々な子育てニーズに対応し、地域の子育ての一役を担っており、これらの施設に対する支援があってしかるべきである。 森の活用など地域資源を活かした特色ある子育て・教育活動は、子どもたちの伸びやかな成長を支えるだけでなく、森のようちえんを主たる目的に都市部から移住して来られる世帯が増えているなど、地方の活力再生にも繋がるものである。このように地方創生に資する特色ある取組みについて、子ども・子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業」において、新たな事業として追加又は要件緩和することにより、各地域が必要と考える事業を行うことができる仕組みとすべき。			

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
162	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 「魅力あふれる『まちづくり、ひとづくり、しごとづくり』を進めることにより、人口減少を克服し、元気で豊かな地方の創生に全力を挙げる」ことが、今内閣の基本方針となっている。よって、基本方針の主旨を踏まえ、地方の先進的な取り組みについても、法令上位置づけることも含め、積極的に検討願いたい。			C 対応不可	地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づいて対象事業が限定されており、新たな事業の追加や要件緩和には法改正等が必要となるとともに、地域子ども・子育て支援事業は、全国的に普及しており、法令上位置づけられた事業が対象となっている。 (参考 地域子育て支援拠点事業:1,448市区町村) また、「森の幼稚園」の取組みを国庫補助の対象とするためには、所要の追加財源が必要となる。 ただし、子ども・子育て支援法の附則において、施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしており、「森の幼稚園」の取組み状況等を踏まえ、検討することになると考えている。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
7	土木工事等に係る埋蔵文化財関連事務の権限移譲	文化財保護法第93条及び第94条に関する事務(施工者からの届出の受理、発掘調査の実施等その他必要な事項の指示)について、文化財専門職員を有し、希望する市町村に当該事務を移譲する。	【制度改正の経緯】 埋蔵文化財包蔵地として周知されている土地を開発しようとする場合には、施工者から文化財保護法93条または94条の届出・通知が市町村教育委員会を経由して都道府県教育委員会へ進達し、審査後、市町村教育委員会を経由して通知することとなっているが、文化財専門職員を有し権限移譲を希望する市町村においては当該市町村教育委員会で実施できるよう届出の受理や通知に関する権限を移譲する。 【具体的な支障事例】 ・93条・94条に係る事務処理は、本市の意見を附して都道府県に進達し、都道府県はその意見を参考またはそのまま通知文に記載し、本市を経由して申請者に通知を行っており、判断し意見を附す業務が重なっている。 ・県に進達するための文書作成に時間を要する場合が多く、「もう少し早く通知が出ないものか」との業者からの要望もある。 【制度改正による効果】 都道府県教委への意見書を作成するための期間や同教委への進達及び同教委から市町村教委への通知にかかる期間の短縮が見込まれ、少なくとも1週間程度の短縮が期待される。	文化財保護法第93条及び第94条、文化財保護法施行令第5条		文部科学省(文化庁)	新見市	C 対応不可	各都道府県の条例において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項に基づく事務処理の特例を定めることにより、法令改正を伴わずとも現行制度で個別に対応が可能である。 (参考)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)(抄) (条例による事務処理の特例) 第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。 2～10 (略) 当該事務を含め、文化財保護法及び同法施行令においては、都道府県、指定都市、中核市又は市の教育委員会が行う事務が、文化財の価値に影響を与える程度や文化財保護に係る体制整備の状況に応じ、平成11年のいわゆる地方分権一括法において体系的に整理の上明確に区分されていることから、個別の自治体に対する移譲について、法令改正による対応はできない。 また、埋蔵文化財についての権限は、平成12年の政令改正により、包括的に都道府県に委譲されており、都道府県の域内市町村の体制についても把握することとなっている。よって、希望する市に対して、権限を委譲してよいかの判断は、一義的には県が行うべきであり、県の判断で必要に応じて事務処理特例を制定するのが適当である。	本件について、法令改正を行わなくとも、県の事務処理特例を制定することにより、権限移譲を希望する市町村に対応可能である旨の回答であるが、本市においては事務処理の迅速化、事務負担の軽減を図ることを目的に提案した背景があり、権限移譲が実施可能であるならば、ご提案のあった県の事務処理特例で対応できることへの異論はないものである。		文化財保護法第93条及び第94条に関する事務にかかる都道府県から市町村への権限移譲については、全国的に事務処理特例による移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
7	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			D 現行 規定によ り対応可 能	全国知事会から、事務処理特例による移譲の実績が上がった段階で法律上の役割分担を見直すべき旨の意見が出されていることも踏まえ、市が権限委譲を求める場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条に基づく条例による事務処理特例制度を活用して権限移譲を行うことについて、必要な助言等を行っていくとともに、今後の全国的な移譲の状況を見据えつつ、広く関係団体等の意見を聞きながら検討してまいりたい。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
99	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における国庫納付金不要条件の緩和	国庫補助事業完了後10年未満に当該学校施設の取壊しや有償譲渡等を行う場合、国庫納付金が必要とされているが、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、10年以上経過した学校施設と同様に、国庫納付金相当額以上の額の基金積立を行うことにより国庫納付金を不要とする。	【支障事例】 国庫補助事業完了後10年未満の学校において、余裕教室を放課後児童クラブに貸与・譲渡等しようとする、「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」により、有償無償にかかわらず耐用年数に応じた残存価額相当額の国庫納付金が生じるため、保護者からの強い要望があるにもかかわらず適当な設置場所がなく、放課後児童クラブの設置を見送っている事例がある。 【改正の必要性】 児童生徒の減少により余裕教室が増加傾向にある中、その有効な活用を進める必要があるが、放課後児童クラブは主に当該学校の在籍児童が利用するものであり、地域の児童福祉に資するものである。児童福祉法の改正(H27.4.1施行)により、児童クラブの対象が小4から小6に拡大するため、放課後児童クラブの場所の確保の必要性が一層増大することが見込まれるが、特に都市部を中心として、運動場にプレハブを建てるスペースもないため、余裕教室を転用することが益々求められる。また、地域のお年寄りの利用が見込まれる民間デイケア施設等の高齢者福祉に資する利用も考えられる。 【懸念の解消策】 現行制度において国庫納付金が必要となる国庫補助事業完了後10年未満の学校施設の財産処分についても、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、国庫納付金の納付に代えて、学校施設整備のために市町村に設置した基金に国庫納付金相当額以上の額を積み立てることを条件として貸与・譲渡等を認めてほしい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(通達)		文部科学省	岡山県	D 現行規定により対応可能	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分については、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(平成20年6月18日付け20文科施第122号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知。以下「公立学校施設整備費補助金等財産処分承認基準」という。)」により取り扱っている。 現行の制度では、児童福祉・高齢者福祉施設へ転用する場合、国庫補助事業完了後10年未満であっても、次のいずれかに該当すれば国庫納付を不要としている。 ①耐震補強事業、大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る)を実施した建物等の無償による財産処分 ②大規模改造事業(上記以外)で、国庫補助完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分 ③市町村合併計画に基づく建物等の無償による財産処分 ④地域再生計画の認定を受けた建物等の無償による転用・貸与等 提案事項の詳細は不明であるものの、事案によって、現行規定において対応可能と考える。 ただし、上記に該当しない事例についても国庫納付を不要とするには、「公立学校施設整備費補助金等財産処分承認」の改正が必要となる。しかし、現行規定においても大幅に弾力化されているため、さらに納付金免除要件を拡大するためには、補助金等適正化法の趣旨に鑑み、慎重に検討する必要がある。	国庫補助事業完了後10年未満の学校施設を放課後児童クラブ等として活用する場合、具体的には次のようなケースが想定される。 ①余裕教室等を同一地方公共団体内で放課後児童クラブ等に無償転用し、当該地方公共団体又はNPO等が運営 ②余裕教室等をNPO等に「無償」貸与等し、NPO等が運営 ③余裕教室等をNPO等に「有償」貸与等し、NPO等が運営 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分については、第1次回答に記載の平成20年の見直しにより処分承認基準が大幅に緩和され多くの施設が有効活用できるようになったが、例えば、近年多く実施されている10年以内に大規模改造事業による老朽化対策を施した学校施設などは、上記のケースのいずれの場合も現行規定のままでは国庫納付金が生じ、有効活用を図るに当たっての障害となっている。 政府は、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、女性の更なる活躍促進のため、学校施設を徹底活用した放課後児童クラブの計画的な整備を進めることとし、「2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する」という目標を掲げている。これに対応するためにも、放課後児童クラブ設置という特定の目的のための転用や貸与等のケースに限っては、国庫補助事業完了後10年以上経過した学校施設を有償で貸与・譲渡等する場合と同様に、国庫納付に代えて学校施設整備のために地方公共団体が設置した基金へ国庫納付金相当額以上を積み立てることを条件に財産処分を可能とすることで、放課後児童クラブ等の設置を促進しようとするものである。 放課後児童クラブ等に供する施設が不足している現状を踏まえ、少しでもその手段・可能性を拡大できないかとの趣旨での提案であるので御理解いただきたい。		なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
99	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で確認を行い、提案の実現に向けて、十分な検討を行うこと。			D 現行規定により対応可能	具体的に想定している③のケース(「有償」の財産処分)において、国庫補助事業完了後10年未満の施設を貸与等する場合、国庫納付金を不要とするかどうかは、補助金等適正化法の趣旨等に鑑みれば、困難であると考える。 しかし、①②のケース(「無償」の財産処分)においては、大規模改造事業で国庫補助事業完了後10年未満であったとしても、同一箇所に国庫補助事業完了後10年以上経過した補助金等で取得等した財産が含まれている場合は、「各府省からの第1次回答」欄に記載した「②大規模改造事業(上記以外)で、国庫補助完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分」を適用することで、多くの場合において国庫納付金を不要とすることが可能である。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
959	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における国庫納付金不要条件の緩和	国庫補助事業完了後10年未満に当該学校施設の取壊しや有償譲渡等を行う場合、国庫納付金が必要とされているが、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、10年以上経過した学校施設と同様に、国庫納付金相当額以上の額の基金積立を行うことにより国庫納付金を不要とする。	【支障事例】 国庫補助事業完了後10年未満の学校において、余裕教室を放課後児童クラブに貸与・譲渡等しようすると、「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」により、有償無償にかかわらず耐用年数に応じた残存価額相当額の国庫納付金が生じるため、保護者からの強い要望があるにもかかわらず適当な設置場所がなく、放課後児童クラブの設置を見送っている事例がある。 【改正の必要性】 児童生徒の減少により余裕教室が増加傾向にある中、その有効な活用を進める必要があるが、放課後児童クラブは主に当該学校の在籍児童が利用するものであり、地域の児童福祉に資するものである。児童福祉法の改正(H27.4.1施行)により、児童クラブの対象が小4から小6に拡大するため、放課後児童クラブの場所の確保の必要性が一層増大することが見込まれるが、特に都市部を中心として、運動場にプレハブを建てるスペースもないため、余裕教室を転用することが益々求められる。また、地域のお年寄りの利用が見込まれる民間デイケア施設等の高齢者福祉に資する利用も考えられる。 【懸念の解消策】 現行制度において国庫納付金が必要となる国庫補助事業完了後10年未満の学校施設の財産処分についても、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、国庫納付金の納付に代えて、学校施設整備のために市町村に設置した基金に国庫納付金相当額以上の額を積み立てることを条件として貸与・譲渡等を認めてほしい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(通達)		文部科学省	中国地方知事会	D 現行規定により対応可能	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分については、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(平成20年6月18日付け20文科施第122号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知。以下「公立学校施設整備費補助金等財産処分承認基準」という。)」により取り扱っている。 現行の制度では、児童福祉・高齢者福祉施設へ転用する場合、国庫補助事業完了後10年未満であっても、次のいずれかに該当すれば国庫納付を不要としている。 ①耐震補強事業、大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る)を実施した建物等の無償による財産処分 ②大規模改造事業(上記以外)で、国庫補助完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分 ③市町村合併計画に基づく建物等の無償による財産処分 ④地域再生計画の認定を受けた建物等の無償による転用・貸与等 提案事項の詳細は不明であるものの、事案によって、現行規定において対応可能と考える。 ただし、上記に該当しない事例についても国庫納付を不要とするには、「公立学校施設整備費補助金等財産処分承認」の改正が必要となる。しかし、現行規定においても大幅に弾力化されているため、さらに納付金免除要件を拡大するためには、補助金等適正化法の趣旨に鑑み、慎重に検討する必要がある。	国庫補助事業完了後10年未満の学校施設を放課後児童クラブ等として活用する場合、具体的には次のようなケースが想定される。 ①余裕教室等を同一地方公共団体内で放課後児童クラブ等に無償転用し、当該地方公共団体又はNPO等が運営 ②余裕教室等をNPO等に「無償」貸与等し、NPO等が運営 ③余裕教室等をNPO等に「有償」貸与等し、NPO等が運営 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分については、第1次回答に記載の平成20年の見直しにより処分承認基準が大幅に緩和され多くの施設が有効活用できるようになったが、例えば、近年多く実施されている10年以内に大規模改造事業による老朽化対策を施した学校施設などは、上記のケースのいずれの場合も現行規定のままでは国庫納付金が生じ、有効活用を図るに当たっての障害となっている。 政府は、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、女性の更なる活躍促進のため、学校施設を徹底活用した放課後児童クラブの計画的な整備を進めることとし、「2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する」という目標を掲げている。これに対応するためにも、放課後児童クラブ設置という特定の目的のための転用や貸与等のケースに限っては、国庫補助事業完了後10年以上経過した学校施設を有償で貸与・譲渡等する場合と同様に、国庫納付に代えて学校施設整備のために地方公共団体が設置した基金へ国庫納付金相当額以上を積み立てることを条件に財産処分を可能とすることで、放課後児童クラブ等の設置を促進しようとするものである。 放課後児童クラブ等に供する施設が不足している現状を踏まえ、少しでもその手段・可能性を拡大できないかとの趣旨での提案であるので御理解いただきたい。		なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
959	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で確認を行い、提案の実現に向けて、十分な検討を行うこと。			D 現行規定により対応可能	具体的に想定している③のケース(「有償」の財産処分)において、国庫補助事業完了後10年未満の施設を貸与等する場合、国庫納付金を不要とするかどうかは、補助金等適正化法の趣旨等に鑑みれば、困難であると考える。 しかし、①②のケース(「無償」の財産処分)においては、大規模改造事業で国庫補助事業完了後10年未満であったとしても、同一箇所に国庫補助事業完了後10年以上経過した補助金等で取得等した財産が含まれている場合は、「各府省からの第1次回答」欄に記載した「②大規模改造事業(上記以外)で、国庫補助完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分」を適用することで、多くの場合において国庫納付金を不要とすることが可能である。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
156	高等学校等就学 支援金の受給権 者に対する通知 事務の簡素化	高等学校等就学支 援金の給付事務のう ち都道府県又は学 校設置者から生徒個 人に対する通知を、 学校が別途行ってい る徴収金のお知らせ と兼ねることを認め ることとする。(個人 ごとの支給額につい ては学校設置者に 対する一覧の送付と し、受給資格認定通 知、支給停止通知な ど資格に係るものは 従前のとおりとす る。)	高等学校等就学支援金に係る生徒個人に対する通知は、平成26年度約14,000件(鳥取県)と数量が膨大であり、事務負担が大きい。一方、学校設置者は、対象生徒に対して、各学校の規程に基づき授業料及び学校徴収金の金額を記載した納付通知を納付の時機が到来することに作成しており、当該納付通知により、生徒は授業料及び就学支援金の交付額を確認できる。このため、都道府県及び学校設置者の事務負担の軽減を図る観点から、生徒個人に対する支給決定(変更)通知書及び支給実績通知書については、学校設置者への一覧の通知をもって代えることができることとしてもらいたい。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条	・高等学校等 就学支援金で 生徒個人に通 知する文書(除 く、資格認定関 係)の量	文部科学 省	鳥取県、 京都府、 大阪府	D 現行 規定によ り対応可 能	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号。以下「施行規則」という。)第8条に基づき、都道府県知事(公立高校の場合は都道府県教育委員会)は、就学支援金を支給したときは、支給額を受給権者に通知しなければならない。 ただし、就学支援金の支給額の通知については、通知しなければならない時期は施行規則において規定されているものの、通知の様式は施行規則で規定しているものではなく、都道府県の利便性を考え、任意の様式を示しているのみである。 したがって、提案にあるとおり、授業料及び学校徴収金の金額を記載した納付通知において就学支援金の支給額を記載し、支給額の通知とすることも可能である。 また、就学支援金の支給額の通知は、必ず都道府県が行わなければならないのではなく、都道府県から学校設置者に対して受給権者及び支給額の一覧を通知し、学校設置者が支給額の通知を作成・交付することも可能となっている。	回答の趣旨を「高等学校等就学支援金事務処理要領」への反映又は通知等により、周知されることが望ましい。		提案団体の提案に沿って、高等学校等就学支援金の給付事務のうち都道府県又は学校設置者から生徒個人に対する通知を、学校が別途行っている徴収金のお知らせと兼ねることを認めることとするべきである。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
156				D 現行規定により対応可能	就学支援金の支給額の通知に関して、 ①国が示した通知の様式は任意様式であり、授業料及び学校徴収金の金額を記載した納付通知において就学支援金の支給額を記載し、支給額の通知とすることも可能であること、 ②都道府県から学校設置者に対して受給権者及び支給額の一覧を通知し、学校設置者が支給額の通知を作成・交付することも可能となっていること、 について、事務処理要領等において明確化し、都道府県等に対して周知することとする。	6【文部科学省】 (4) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 高等学校等就学支援金の支給額の通知(施行規則8条)については、授業料等の納付通知に支給額を記載し、支給額の通知とすることも可能であること等を、事務処理要領において明確化し、都道府県等に通知する。	通知	平成27年3月25日	高等学校就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について(26文科初第1414号文部科学省初等中等教育局長通知)	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
958	高等学校等就学 支援金の受給権 者に対する通知 事務の簡素化	高等学校等就学支 援金の給付事務のう ち都道府県又は学 校設置者から生徒個 人に対する通知を、 学校が別途行ってい る徴収金のお知らせ と兼ねることを認め ることとする。(個人 ごとの支給額につい ては学校設置者に 対する一覧の送付と し、受給資格認定通 知、支給停止通知な ど資格に係るものは 従前のとおりとす る。)	高等学校等就学支援金に係る生徒個人に対する通知は、平成26年度約14,000件(鳥取県)と数量が膨大であり、事務負担が大きい。一方、学校設置者は、対象生徒に対して、各学校の規程に基づき授業料及び学校徴収金の金額を記載した納付通知を納付の時機が到来することに作成しており、当該納付通知により、生徒は授業料及び就学支援金の交付額を確認できる。このため、都道府県及び学校設置者の事務負担の軽減を図る観点から、生徒個人に対する支給決定(変更)通知書及び支給実績通知書については、学校設置者への一覧の通知をもって代えることができることとしてもらいたい。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条		文部科学省	中国地方知事会	D 現行規定により対応可能	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号。以下「施行規則」という。)第8条に基づき、都道府県知事(公立高校の場合は都道府県教育委員会)は、就学支援金を支給したときは、支給額を受給権者に通知しなければならない。 ただし、就学支援金の支給額の通知については、通知しなければならない時期は施行規則において規定されているものの、通知の様式は施行規則で規定しているものではなく、都道府県の利便性を考え、任意の様式を示しているのみである。 したがって、提案にあるとおり、授業料及び学校徴収金の金額を記載した納付通知において就学支援金の支給額を記載し、支給額の通知とすることも可能である。 また、就学支援金の支給額の通知は、必ず都道府県が行わなければならないのではなく、都道府県から学校設置者に対して受給権者及び支給額の一覧を通知し、学校設置者が支給額の通知を作成・交付することも可能となっている。	回答の趣旨を「高等学校等就学支援金事務処理要領」への反映又は通知等により、周知されることが望ましい。		提案団体の提案に沿って、高等学校等就学支援金の給付事務のうち都道府県又は学校設置者から生徒個人に対する通知を、学校が別途行っている徴収金のお知らせと兼ねることを認めることとするべきである。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平27＞として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平29＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
958				D 現行規定により対応可能	就学支援金の支給額の通知に関して、 ①国が示した通知の様式は任意様式であり、授業料及び学校徴収金の金額を記載した納付通知において就学支援金の支給額を記載し、支給額の通知とすることも可能であること、 ②都道府県から学校設置者に対して受給権者及び支給額の一覧を通知し、学校設置者が支給額の通知を作成・交付することも可能となっていること、 について、事務処理要領等において明確化し、都道府県等に対して周知することとする。	[再掲] 6【文部科学省】 (4)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 高等学校等就学支援金の支給額の通知(施行規則8条)については、授業料等の納付通知に支給額を記載し、支給額の通知とすることも可能であること等を、事務処理要領において明確化し、都道府県等に通知する。	通知	平成27年3月25日	高等学校就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について(26文科初第1414号文部科学省初等中等教育局長通知)	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見		
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料	
230	学校施設環境改善交付金(スポーツ施設整備事業)に係る補助要件の大規模修繕への拡大	学校施設環境改善交付金(スポーツ施設整備事業)は、地域スポーツ施設の新・改築、改造等が対象となっているが、東京オリンピックにおけるキャンプ地並びに会場予定施設の整備のためにも、現行施設の大規模修繕費について、補助対象とするよう求めるもの	【支障事例】 現在の学校施設改善交付金のうちスポーツ(社会体育施設)施設整備事業は、施設の新・改築、改造等が対象となっている。しかし、近年の財政状況等より、新規の建設は非常に難しく、施設の長寿命化を図るための改修・修繕を計画的に実施し、中長期的なコストの縮減・平準化を推進することが必要となっている。 また、平成26年4月22日付け総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」に基づき、「公共施設等総合管理計画」を策定することとなるが、「経済財政運営と改革の基本方針2014について」(H26.6.24閣議決定)にも記載のある当該計画を円滑に実施する上でも、財政的な支援が必要である。 【制度改正の必要性】 特に、東京オリンピックにおけるキャンプ地並びに会場予定施設の宮城スタジアムは、県内唯一の第一種陸上競技場であり、地域の競技力向上・発展に中核的役割を担っているほか、2002FIFAワールドカップの会場としての実績もあり、世界規模のイベント開催の会場として重要な施設である。このため、大会会場としての整備のためにも、施設修繕は急務となっていることから、施設の大規模修繕費(事業費2億円(過去急増市町村にあっては3億円))についても、補助対象とするよう求める。			文部科学省	宮城県	D 現行規定により対応可能	地域スポーツ施設の整備については、①主として新改築事業に関し、文部科学省所管の「学校施設環境改善交付金」による国庫補助、及び②主として改修等事業に関して、独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の「スポーツ振興くじ助成金」により支援しているところである(大規模改修事業については、スポーツ振興くじ助成金において、助成対象経費限度額1億5千万円、助成率2／3、助成限度額1億円となっている)。平成24年度からは、耐震化事業について国庫補助の対象とし、補助メニューの充実を図ったところである。 地域スポーツ施設の整備に当たっては、これらの補助制度の活用を御検討いただきたい。	左記文部科学省からの一次回答で示された「スポーツ振興くじ助成金」は、上限額や競技スペースが含まれない場合は対象にならないとの条件があること等により、想定する宮城スタジアムの大規模修繕(事業費10億円程度を想定)を行うには、極めて不十分である。 よって、「求める措置の具体的内容」に記載のとおり、学校施設環境改善交付金(スポーツ施設整備事業)において補助対象とすることについて検討をお願いしたい。		学校施設、社会教育施設及び社会体育施設における耐震化(非構造部材を含む。)及び老朽化対策を進めるため、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うべきである。 また、耐震化以外の環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すべきである。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		
288	公立学校施設の老朽化対策のための長寿命化改良事業の補助要件の見直し	公立学校施設の老朽化対策のため、危険建物の改築と同様の耐力度調査を要件としている長寿命化改良事業について、耐力度調査を要件としないか、コンクリート圧縮強度試験など簡易調査で代替可能とするなどの要件緩和を図ることを求める。	【現状】 本県の公立小中学校施設の約7割は昭和44年度から昭和59年度の児童生徒急増期に建設されており、今後はこれらの施設が更新時期を一時的に集中して迎えることが予想される。全国的にも、建築後25年以上経過した公立小中学校施設が保有面積の約7割を占めるなど、老朽化対策の推進は全国的な課題である。 【支障事例】 しかし、「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」において、長寿命化改良事業については、危険建物の改築と同様の耐力度調査を要件としていることから、本制度を活用した取組事例は全国的に少ない。一方、コンクリート圧縮強度試験による調査は、簡易ではあるが建物の劣化状況の検証は可能であり、1棟(3,000㎡)当たり約300万円(1,000円/㎡)を要する耐力度調査に比し、1棟当たり約20万円で済む。			文部科学省	埼玉県	E 提案の実現に向けて対応を検討	長寿命化改良事業の耐力度調査要件の撤廃・緩和は、国庫補助制度の改正事項であり、関係省庁(財務省、総務省)との調整が必要となる。文部科学省は、今後、概算要求のスケジュール(8月～12月)の中で、関係省庁と調整を行っていく予定である。	長寿命化改良事業の耐力度調査要件の撤廃・緩和は、基準点の緩和等ではなく、あくまでも要件撤廃を第一とすること。 仮に、別の要件を課す場合であっても学校設置者にとって経費、人員などで過度の負担とならないよう最大限配慮すること。 なお、地方財政措置は現行どおり、改築と同様の実質的な地方負担率約26.7%を堅持すること。				

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
230	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で確認を行い、提案の実現に向けて、十分な検討を行うこと。			D 現行規定により対応可能	施設の大規模修繕(事業費2億円)を補助対象とするよう求めるとの当初の御提案については、宮城スタジアムの大規模修繕についても、スポーツ振興くじ助成の対象(大規模改修等事業:助成対象限度額1億5千万円、芝生化事業:助成対象限度額4千万円、合計:1億9千万円)となっているところである。 なお、地域スポーツ施設の整備に対する国庫補助については、今後とも地域の実情を踏まえつつ、予算状況に応じて重点化を図る等適切に対応してまいりたい。					
288	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			E 提案の実現に向けて対応を検討	平成27年度概算要求では、学校設置者にとって経費、人員などの過度の負担とならないよう配慮し、耐力度調査の補助要件を撤廃し、築年数を40年以上経過していること等を要件とすることを要求している。 引き続き関係省庁と調整を行っていく予定である。	6【文部科学省】 (7)学校施設環境改善交付金 (i)長寿命化改良事業の補助要件である耐力度調査については、地方公共団体の負担を軽減するため、撤廃を含めて見直す。	通知	平成27年4月10日	学校施設環境改善交付金交付要綱等の改正について(27文科施第11号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知)	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
382	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業における対象校ただし書きの撤廃	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業について、高等学校及び中等教育学校(後期課程)においても、小中学校同様、屋外防災施設以外の施設整備を交付金の対象とするため、学校施設環境改善交付金交付要綱及び同交付金に係る通知から、対象校のただし書きを撤廃することを求める。	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業について、(1)建築非構造部材の耐震化工事、(2)児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事、(3)屋外防災施設、(4)自家発電設備の整備、(5)その他防災機能強化に資する工事を対象事業としているが、高等学校については、要綱及び通知の但し書きにより、(3)以外は対象としていないため、発災時における児童生徒等のための応急避難場所としての一体的な整備ができず十分な避難所機能が確保できない状況にある。 そのため、社会資本整備総合交付金をはじめ、既存の交付金等で対象とならない(2)、(4)、(5)について交付金の対象として追加するとともに、(1)についても、学校施設環境改善交付金において措置できるよう但し書きの撤廃を求めるのである。	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1項35 H26年4月1日付け26施補助第6号「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」の[18]防災機能強化事業	長崎県提案分別紙あり ①提案詳細 ②国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)17頁「一時滞在施設や避難所となる施設について、耐震化、備蓄の充実、代替水源・エネルギーの確保等により防災機能を強化する」※10	文部科学省	九州地方知事会	C 対応不可	平成24年度に創設した学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業については、従前の同交付金の大規模改造(安全)事業及び屋外教育環境整備事業を一つの補助メニューとする等により、補助要件の一つとしている下限額400万円に達しやすくすること等を目的として制度を改正したものである。 その際、交付対象範囲については、従前の屋外教育環境整備事業と同様に、屋外防災施設のみを公立の高等学校及び中等教育学校(後期課程)を対象としたところ。 これまで、公立の高等学校等の整備については、国と地方の役割分担を踏まえて交付対象範囲を決定してきたものであり、要望にある公立高等学校等対象工事の拡充は困難と考えている。 なお、既存の交付金等で対象とならない部分への補助に係る提案との記載があったがところであるが、社会資本整備総合交付金の都市防災総合推進事業においても、地域住民の避難の用に供するものについては、避難所である学校の避難階段の整備など、支援を受けられる可能性のある公立学校施設の整備も想定されるため、交付金等の担当省庁に確認されたい。	高等学校の施設整備に係る国と地方の役割分担については了知しているところであるが、引き続き、高等学校における生徒及び教職員の安全を確保するため、防災機能の強化を図る補助対象の拡充について検討をお願いする。		学校施設、社会教育施設及び社会体育施設における耐震化(非構造部材を含む。)及び老朽化対策を進めるため、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うべきである。 また、耐震化以外の環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づき事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保するべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平成26対応方針(平成27.1.30閣議決定)抜粋) ※平成27対応方針(平成27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平成27＞として併記 ※平成28対応方針(平成28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平成28＞として併記 ※平成29対応方針(平成29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平成29＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
382	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応 不可	第1次回答のとおり、高等学校の施設整備に関して、その財源は地方財政措置を通じて行うという原則のもと、要望にある公立高等学校等対象工事の拡充は困難と考えている。 なお、文部科学省では、防災機能強化に必要な技術的な情報の提供や、「災害時の避難のために必要な公立学校施設の整備に係る財政支援について」(平成26年4月22日付け通知)など、他省の財政支援に係る情報を提供するなどの取組も行っている。高等学校施設における取組についても、これらを参考としていただきたい。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
869	学校施設の耐震化事業に係る補助要件の緩和	非構造部材の耐震化事業について、構造物の耐震補強と同様に、同時に行う大規模改造事業と合算して国庫補助の対象事業費の下限額を設定することを求める。	【支障事例】 本市では、非構造部材の防災機能強化事業と大規模改造事業(トイレ改修、障害児等対策)を同時に行うことで、児童・生徒が安全に過ごせる場所にするとともに、災害時の避難場所としての機能を高めようとしている。しかし、現行の制度では、構造物の耐震補強事業と同時に行う大規模改造事業については、合算して国庫補助の対象事業費が算定されるのに対し、非構造部材の防災機能強化事業と同時に行う大規模改造事業については、それぞれ別に算定されることから、大規模改造事業費の下限額400万円を下回り、国庫補助の対象とならない学校施設(平成25年度18校(うち避難所指定校18校))が多く出てしまっている。 【制度改正の必要性】 本市のように学校数(同166校(うち同165校))が多い場合、市単独でこれらの事業を実施するのは困難である。そのため、災害時の避難場所としての機能も有する学校施設における耐震化工事は、構造物・非構造部材によりその扱いを異なるものとする必要はないと考える。よって、いずれも大規模改造事業と一体となって実施できるよう、同時に行う大規模改造事業と合算できる国庫補助の対象事業費として、構造物の耐震補強事業と同様に、非構造部材の防災機能強化事業についても対象とすることを求める。	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1(5)(6)(7)26施施助第6号「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要」について(通知)」[6]大規模改造事業		文部科学省	さいたま市	C 対応不可	小規模事業は設置者負担が原則であるが、構造体の耐震化を大規模改造と同時に行う場合、非構造部材の耐震化の場合とは異なり、工事施工箇所が重複するため、下限額を合算可能としているものである。なお、非構造部材の耐震化の下限額は、避難路など防災機能強化に資する事業と合算できる。			学校施設、社会教育施設及び社会体育施設における耐震化(非構造部材を含む。)及び老朽化対策を進めるため、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うべきである。 また、耐震化以外の環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保するべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
869	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応 不可	非構造部材の耐震化事業については、引き続き、予算の確保に努める。 また、小規模事業は設置者負担が原則であり、同時に行う大規模改造事業と合算することは困難であるが、非構造部材の耐震化の下限額は、避難路など防災機能強化に資する事業と合算できる。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
425	文部科学省委託事業「体験活動プロジェクト」(防災教育推進事業)における事業計画作成手続の簡素化	事業計画段階では、大まかな内容の計画で認定し、その後の運営委員会等の意見による計画の変更を可能とすること	【支障事例】 委託決定から計画書提出までの期間が3週間程度の中、会場、委員及び事業の方向性が不確定な状況下で、消耗品や旅費等の費用について詳細な根拠書類の添付を求められる。 しかし、実施段階では、場所や委員、事業詳細、物品等の価格が変わるため、計画段階での書類の作成事務、文部科学省における確認事務の双方に無駄が非常に大きい。 また、実行委員会等の意見により、事業内容に変更が生ずる場合には、事業計画書を遡って修正することが求められる。 【制度改正の必要性】 事業計画段階で詳細に計画する負担に加えて、計画提出後の変更が原則認められないため、提出後に開催する運営委員会や実行委員会で具体的な案が出されてもプログラムに盛り込むことができない。事業内容を検討して質の向上を図るための同委員会の関与できる範囲や意見内容に大きな制約を与えている。 【懸念の解消策】 都道府県が受託して実施する事業については、会計規則や旅費規程等に沿って実施するので、委託契約前の事業計画書等は概算の積算で済むよう簡素化したうえで、ある程度大まかな事業計画や概算費用の範囲内で、実行委員会等の地域の声を反映させるための内容変更に対応できるようにすべきである。	スポーツ・青少年局委託事業事務処理要領		文部科学省	熊本県	C 対応不可	委託事業に係る各種手続きについては、国の会計諸法規その他の規定に基づき適切な処理に努めているところ。 事業計画書の確認においても、適切なチェックの上、委託契約の締結に努めているところ。	本県では、事業計画書の提出後に、運営委員会での事業の方向性の決定、開催地実行委員会による具体的内容の決定を行っている。 これらの会において提案された内容を実施可能にするために、委託費の範囲内であれば、当初の計画を変更することについて認めていただきたい。			

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
425	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			D 現行規定により対応可能	事業計画書の提出後の変更については、契約書、委託要項及び事務処理要領に定める範囲内において、必要な手続きを経て、当初の計画を変更することについて認めている。 よって、運営委員会等において提案された内容を踏まえて柔軟に対応できるよう、委託費の範囲内において、当初の計画を変更することは可能である。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
426	廃校・余裕教室等改修事業(学校施設環境改善交付金)の事業要件の緩和(H26年度に新設された、特別支援学校の教室不足対策として、廃校や余裕教室等の既存施設を活用した整備に対する補助)	既存交付金事業よりも地方自治体がいやすく柔軟な事業要件となっているものの、緊急対策として、知的障がい特別支援学校の教室確保のために既存施設を活用し分教室をまず開設し、後年度に施設整備(いわゆる後整備)を行う場合、事業の趣旨に沿っていても既に学校開設後となることから事後着工となり対象外となる。 知的障がい対象児童生徒のための学校の設置等については、学校教育法第80条により県に義務があることから、財政負担等を考慮し、当初の計画外で緊急に行う後整備についても対象とすること	【支障事例】近年、知的障がい対象児童生徒数が増加傾向にあり、想定を上回って増加したため、本県では受入れ困難者を出さないため、分教室の開設等による緊急対応を行ってきた。しかし、十分な準備期間がない中での受入れ対策を余儀なくされているため、施設整備前の開設となっている。廃校施設の利活用については、現有施設では、対応困難な場合の緊急的な受入れが短期間かつ必要最小限の整備で可能となり、結果として余裕資産の有効活用に繋がっている。ただ、本格整備については、後年度に行うことになり、既に特別支援学校として開設しているがために、本事業の対象外となる。 【制度改正の必要性】緊急対応による特別支援学校開設について、廃校施設等の利活用が促進され、必要最小限の整備で可能となることから、事業の趣旨に基づいた後整備も対象とすることが必要である。 【懸念の解消策】特別支援学校の開設については、計画に基づいた前整備が原則であり、緊急対応の場合に限り、開設後2年間程度を補助対象とすることで現行事業要件との整合性は保たれると考える。	公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱 学校施設環境改善交付金事業概要		文部科学省	熊本県	D 現行規定により対応可能	現在は、学校施設環境改善交付金の廃校・余裕教室等改修事業の交付対象は、特別支援学校の教室不足解消を伴うもの及び狭隘化した施設の教育環境を改善するものを対象としており、当該事項に該当するものであれば、学校開設後であっても当該事業の対象となる。	今後、学校施設環境改善交付金の事業概要等に今回の回答内容が反映されることを検討していただき、本事業の趣旨が広く地方自治体に周知され、より活用しやすい事業となることを望む。		なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
426	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で確認を行い、提案の実現に向けて、十分な検討を行うこと。			D 現行規定により対応可能	学校施設環境改善交付金の廃校・余裕教室等改修事業の交付対象は、特別支援学校の教室不足解消を伴うもの及び狭隘化した施設の教育環境を改善するものを対象としており、当該事項に該当するものであれば、学校開設後であっても当該事業の対象となる。 また、事業概要や事業対象に関しては、各種機会を通じて、わかりやすく周知を図るようしてまいりたい。 なお、今回の提案事項のように、廃校・余裕教室等改修事業(学校施設環境改善交付金)の事業要件等について不明な点があれば、個別に御相談いただきたい。	6【文部科学省】 (7)学校施設環境改善交付金 (ii)廃校・余裕教室等改修事業については、既存施設を活用して特別支援学校を開設した後に施設を整備する場合であっても、本事業の対象となることを、地方公共団体に周知する。	周知	平成27年2月5日	平成27年2月5日に全国の学校施設整備担当課に対し周知済。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
427	「英語教育強化地域拠点事業」における対象要件の緩和	「英語教育強化地域拠点事業」について、採択の対象が「小・中・高の連携した取組み」に限定されているが、都道府県の実態に応じて、「小・中の連携した取組み」「中・高の連携した取組み」等についても対象とすること	【支障事例】 本事業では、「小学校、中学校及び高等学校」が一体となった取組みのみが採択の対象とされているが、小・中・高の連携では、対象となる児童生徒が特定しにくいこと等により、本事業の効果検証が難しい。 【制度改正の必要性】 小・中では中学校区での地域指定、中・高では県立中学・高等学校での指定により、対象となる児童生徒が明確であり、効果的な事業実施が見込まれる。本県では、指導法研修会を各管内で開催し、小中学校合同で協議・演習等を実施したり、小中一貫校等において、中学校教諭の校区内小学校の兼務辞令等により、小学校英語の授業を実施したりしている。また、本県は県立高等学校附属中学校を有しており、中高の英語教員による定期的な情報交換会や、相互の乗り入れ授業の実施など、中高連携の取組についても実施している。地理的条件や児童生徒の進路状況など、都道府県等の実態に応じて本事業を実施できる方が、事業効果が高いと考える。 【懸念の解消策】 小・中・高の連携し一体となった実施により、本事業の趣旨に沿った検証が可能となるが、公立学校については、そのような地域や学校は稀であり、本事業の実施を希望する地域や学校は少ないと聞いている。そこで、小・中では中学校区での地域指定、中・高では県立中学・高等学校での指定とすることで本事業の実施を希望する地域や学校が増加することが見込まれ、「小・中」及び「中・高」の限定した取組みではあるが、より多くの有効な検証データが得られると考える。	英語教育強化地域拠点校事業実施要項		文部科学省	熊本県	D 現行規定により対応可能	本事業は、小・中・高等学校で連携を図りながら研究開発を実施し、小学校から高等学校までの各学校段階において、英語教育を改善するにあたって必要な実証的資料等を得ることを目的としているため、申請単位は高等学校、中学校及び当該中学校区にある全小学校を基本としている。 域内において「小・中の連携した取組」及び「中・高の連携した取組」の両方を実施し(例えば、A中学校と、A中学校区内のB小学校、C小学校とが連携した取組を行う一方で、D中学校とE高校が連携した取組を行うなどの場合)、当該校が所在する都道府県及び政令指定都市の教育委員会等が小学校から高等学校までの各学校段階を俯瞰し、英語を用いたコミュニケーション能力を効果的に育成する系統的な教育課程等の研究開発を行うことができる体制及び実施計画を有する場合においても、申請可能である。	今後、英語教育強化地域拠点事業の概要等に今回の回答内容が反映されることを検討していただき、本事業の趣旨が広く地方自治体に周知され、より活用しやすい事業となることを望む。		なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	
432	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱の変更	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)について、市町村も直接補助の対象とする。	【支障事例】 国の「補習等のための指導員等派遣事業」において、市町村は直接補助対象ではない。間接補助対象となっているが、県負担金が発生するため、事業活用が難しい。 【制度改正の必要性】 当町では多人数学級校に、授業中、個別指導や担任教諭の補助を行う町独自の「スクールケア・サポーター」を限られた予算で配置し、基礎学力や望ましい学習態度の定着を図っている。 近年、特別支援学級以外でも、特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあることや学習内容の理解力不足が見られることから、より多くの学習サポーターの配置が必要である。	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱		文部科学省	立山町	C 対応不可	補助金の補助事業者については、当該事業の予算額、事務執行体制等を総合的に勘案し決定すべきものと考えており、全市町村を直接補助の対象とすることは、予算及び事務執行体制の観点から困難と考える。	各省庁において、県等を通じた間接補助から直接補助となる事業が進んでいる中、これだけができないというのは理解できない。 仮に、予算の制約があるのであれば、補助率を下げてでも、補助事業者の対象を市町村に広げていただきたい。 なお、事務執行に関しては、県で仲介していただければ可能ではと考えます。			

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
427	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で確認を行い、提案の実現に向けて、十分な検討を行うこと。			D 現行規定により対応可能	本事業は、小・中・高等学校で連携を図りながら研究開発を実施し、小学校から高等学校までの各学校段階において、英語教育を改善するにあたって必要な実証的資料等を得ることを目的としている。このため、「英語教育教科地域拠点事業公募要領(平成26年2月5日初等中等教育局長決定)」(以下、「公募要領」という)において、申請単位は高等学校、中学校及び当該中学校区にある全小学校を基本としている。 提案にあるとおり、「小・中の連携した取組」及び「中・高の連携した取組」を実施する(例えば、A中学校と、A中学校区内のB小学校、C小学校とが連携した取組を行う一方で、D中学校とE高校が連携した取組を行うなどの場合)とした場合であっても、当該学校が所在する都道府県及び政令指定都市の教育委員会等が小学校から高等学校までの各学校段階を俯瞰し、英語を用いたコミュニケーション能力を効果的に育成する系統的な教育課程等の研究開発を行うことができる体制を構築し、本事業の目的に資する研究成果を得ることができる事業計画を有するのであれば、現行の公募要領及び「英語教育強化地域拠点事業実施要項(平成26年2月5日文部科学大臣決定)」(以下、「実施要項」という)の趣旨を踏まえて対応可能である。 なお、各都道府県及び政令指定都市の教育委員会の担当者が参加する会議等の場において、本事業の趣旨を周知する等実施する。	6【文部科学省】 (10)英語教育強化地域拠点事業 都道府県又は指定都市の教育委員会が、事業成果を得ることができる体制及び事業計画を有する場合、小学校と中学校、中学校と高等学校の両方がそれぞれ連携した英語教育強化の取組であっても、本事業の対象であることを、地方公共団体に周知する。	周知	平成26年11月	平成26年11月に実施した文部科学省主催の教育課程研究協議会において周知するとともに、平成27年度事業の公募要領より、本事業の対象である旨を明記。	
432	【全国市長会】 特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあることから、適切な財政措置を講じること。 【全国町村会】 全市町村を直接補助の対象とする事業は多くの省庁に存在することから、文科省の回答には合理性がない。補助事業者に関しては、予算額や事務執行体制等の観点からでなく、補助目的が効果的に達成されるかどうかを基準に判断すべきではないか。			C 対応不可	本事業は県域内の教育の機会均等とその水準の維持向上のための県費負担教職員制度をベースとして学力向上を図るために創設された経緯があることから、本事業においても広域的な配慮の観点が必要であり、引き続き都道府県を対象として行うことが必要である。	6【文部科学省】 (9)補習等のための指導員等派遣事業 本事業の実施に当たっては、市町村の要望に応じたきめ細かな指導体制の整備を可能にする観点から、都道府県は市町村の意見を聴き、その意見を十分に尊重することが望ましいことを、都道府県に通知する。	通知	平成27年4月1日	「教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)実施要領」の改正について(27文科初第186号文部科学省初等中等教育局長通知)	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
631	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)の採択時期の変更	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)の採択時期を前年の12月までに変更	【支障・制度改正の必要性】 文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)について、「ながさき音楽祭」事業を平成26年度募集案内に基づき平成25年12月に申請したが、平成26年3月に不採択の通知があった。 「ながさき音楽祭」は平成24年度に3年間継続する事業として申請しており、平成26年度はその3年目にあたる申請であった。各関係団体を通じて事業実施を計画していたが、不採択になったことにより大幅に計画を修正せざるを得なかった。 平成26年度の申請についてはこの事業に限らず、全国で194件中79件が不採択となっている。この補助金がつくことが前提で予算を組んでいる自治体も多いと思われるところであり、採択される可能性が低いことが前提の補助金であるのであれば、各地方自治体の予算要求の変更が可能な時期(少なくとも前年12月まで)に採択の成否が示されるようなスケジュールに変更していただきたい。 また、採択された場合においても、採択後、補助対象事業にかかる出演者や関係者などと十分な調整を図る必要があるため、可能な限り早期の採択が望ましい。	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)交付要綱		文部科学省(文化庁)	長崎県	E 提案の実現に向けて対応を検討	前年12月までに採択の成否が示されるようなスケジュールとするためには、概算要求前に募集を開始し、翌年度予算に係る政府案が固まる前までに採否を決定する必要がある、関係機関との調整に相当の時間を要すると考えられる。 このため、本年12月までに来年度分の採否を決定することは困難である。 しかしながら、その次年度以降は、募集開始の時期を早め、採択に至るまでの審査全体のスケジュールを早める等の見直しを行い、従前より早い時期に採択できるようスケジュールを見直すこととしたい。	(意見なし)			

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平成26対応方針(平成27.1.30閣議決定)抜粋) ※平成27対応方針(平成27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平成27＞として併記 ※平成28対応方針(平成28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平成28＞として併記 ※平成29対応方針(平成29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平成29＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
631	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			E 提案の実現に向けて対応を検討	「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」は、事業を開始以降、地方公共団体からの申請件数が年々増加傾向にあり、申請額が予算額を大きく上回る状況となっていることから、地方公共団体からのニーズを踏まえ、本事業はその内容を再構築し、「文化芸術グローカル化推進事業」として新たな事業に組み直している。 平成28年度以降は、募集開始の時期を早め、採択に至るまでの審査全体のスケジュールを早める等の見直しを行い、地方公共団体の予算措置のタイミングに配慮しながら従前より早い時期に採択できるようスケジュールを見直すこととしたい。	6【文部科学省】 (8)文化芸術振興費補助金 地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業)については、地方公共団体の予算措置の時期に配慮して従前よりも早期に採択できるよう、平成28年度分以降の募集手続について、募集開始から採択までのスケジュールを見直す。	応募要領の改正	平成27年10月	平成28年度分の募集開始を早め、従前より早い時期に採択を行う。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
645	教育課程特例校の指定にかかる権限移譲	教育課程特例校にかかる許可制度について、国において定めた許可の基準に基づき、設置者(市町村教育委員会等)が県教育委員会と協議して教育課程特例校を指定できるような柔軟な制度となるよう権限を移譲する。	文部科学省は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性が認められる場合に、教育課程特例校としての指定を行っている。 【支障】 特例校指定についての妥当性を検討する手続きは必要であるが、現行では、学校の設置者(市町村教育委員会等)が県教育委員会を通じて文部科学省に申請を行う必要があり、申請から指定までに相当の期間を要している状況である。 【制度改正の必要性】 教育課程特例校にかかる許可制度について、国において定めた許可の基準に基づき、設置者が県教育委員会と協議して教育課程特例校を指定できるような柔軟な制度となるよう権限を移譲する。地域を熟知している市町村教育委員会が県教育委員会と協議して指定を行うことで、迅速な事務処理が可能となり、より地域に根ざした教育課程編成が期待できる。併せて、人事配置の面においても、教育課程に応じた配置が可能となると考えられる。 (国への事後届出制、県への事前協議(届出)制)	学校教育法施行規則第55条の2、第85条の2、第132条の2 平成20年文部科学省告示第30号 教育課程特例校制度実施要項		文部科学省	長崎県	C 対応不可	全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を確保するため、文部科学省における審査は、学習指導要領等において全ての児童生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていることなど教育課程の特例が認められる要件を満たしているかも確認するものである。 なお、指定の時期については、例年各学校における次年度の活動計画の検討等に間に合わせるよう進めているところであるが、自治体において何らかの支障が生じている場合には、状況をお伺いしつつ改善してまいりたい。	設置者がその責任において指定の判断ができるように、国において「特例承認の要件の基準」を明確に示していただければ、国の許可は廃止し、都道府県への事前協議及び国への事後届出で対応できるのではないかと。ただ、対応不可との回答ではあるが、回答本文にあるように、指定の時期についての改善を図ることが可能であれば、本提案における問題点は解消できる。通常、学校は次年度の教育課程を7～10月に校内で協議しながら編成していくが、現状のように指定が3月であれば、学校は特例校が認められた場合と却下された場合の2種類の教育課程を編成しなければならない。また、教育課程に合わせた人員配置も間に合わない。少なくとも次年度からの指定については、例えば、前年度の12月までには内定という形でも良いので通知ができないか。学校が計画的に教育課程の編成作業をすすめることができるように「実施要項」に「指定の時期」を明記していただきたい。		提案団体の提案に沿って、教育課程特例校の指定に当たっての国の許可を廃止し、設置者が国の基準に基づき判断した上で、都道府県への事前届出及び国への事後届出を行うこととするべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
645	【全国市長会】 許可に係る期間は短縮するよう改善するとともに、市への権限移譲は、手挙げ方式とするべきである。			E	提案の実現に向けて対応を検討	「指定の時期についての改善を図ることが可能であれば、本提案における問題点は解消できる。」という長崎県からの二次意見を踏まえ、事務連絡に指定のスケジュールを明記するなどして、学校が計画的に教育課程の編成作業をすすめることができるよう努める。 また、「前年度の12月までには内定という形でも良いので通知ができないか。」という意見もいただいており、今後は12月を目途に通知ができるよう対応して参りたい。 教育課程特例校の指定に係る権限を移譲することについては、都道府県・市区町村の教育委員会、全国知事会や全国市長会、全国町村会等の関係者と十分に意見交換の上、論点を整理し、中央教育審議会において意見を聴いた上で、制度改正について検討して参りたい。	4【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 教育課程特例校の指定(施行規則55条の2、79条、85条の2及び132条の2)については、学校における翌年度の教育課程の編成に支障が生じないよう、前年度の12月を目途に地方公共団体に通知することとする。 また、指定権限の地方公共団体への移譲について、地方公共団体の意見も踏まえて課題等を精査した上で検討し、平成27年中に結論を得る。	(指定時期) 通知	(指定時期) ・平成26年12月24日(平成27年度) ・平成27年12月18日(平成28年度)	(指定時期) 平成29年度以降の指定についても同様に行うため、募集の際に指定時期(前年度の12月)を明記することとした。	
								(権限移譲) 取組の一部について、大臣指定なしに実施可能となるよう制度化	(権限移譲) ・平成28年4月1日(小中連携) ・平成27年8月19日(国際バカロレアの実施における英語による指導)	(権限移譲) 教育課程特例校の取組のうち、小中連携(学校教育法の改正(平成27年6月24日公布、平成28年4月1日施行))及び国際バカロレアの実施における英語による指導(学校教育法施行規則の改正(平成27年8月19日公布・施行))については、これまでの取組の蓄積を通じて、特色ある取組と教育水準の維持を両立させる枠組みを設けることが可能であるため、大臣指定なしに実施可能とした。 その他の取組について教育長協議会等の地方団体に意見を聞いたところ、現時点で移譲を求める声はなく、教育の機会均等や全国一定の教育水準を確保する観点から、学習指導要領に規定されている最低限教えるべき中核的な内容が扱われないなど地域によって差がでないよう、引き続き国において指定を行うこととした。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
814	特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)について、市町村への交付金化による事務の合理化	特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とすること	【改正による効果】 市町村への負担を強いることのないよう必要総額を維持しつつ、補助金交付要綱第3条を見直し、同条にある別記に示されている費目をまとめ、これまでの実施報告額に応じた都道府県平均単価を算出することにより単価の標準化を図るなど、事務の簡素化を図った上で、交付金化等とすることにより、実態を把握している市町村による弾力的な運用が可能となる。 なお、交付金化の場合は、現状の補助申請においても県の裁量の余地が少ないこと、また、県・市町村双方の事務の削減を図ることから、国から直接市町村へ措置する制度とされたい。 【支障事例】 現状では市町村において、対象児童生徒の世帯所得に応じた支弁段階の決定、生活保護との重複有無確認、学用品費、修学旅行費、通学用品費、通学費、医療費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費等、それぞれの費目で異なった補助基準限度額の確認など、他の補助事業と比較しても確認項目は多い。市町は年度当初の認定作業を行う一方、旧年度の実績報告書の作成、新年度の計画申請が重なるなど短期間に事務作業が集中している。	学校教育法施行例第22条3項、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱		文部科学省	兵庫県、大阪府、徳島県	C 対応不可	本補助金は小学校若しくは中学校に就学する障害のある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の負担能力の程度に応じ、就学に必要な援助が実施されることを目的とするものであり、補助金の適正な執行の観点からも、単価を標準化するのではなく個別の費目毎に支援を行う必要がある。 また、交付決定及び額の確定は、個々人の費目毎に行うことはなく市町村を交付決定の単位としており、補助金執行上の弾力性を確保しているところである。 さらに、同じ補助金の制度として、特別支援学校への就学奨励に関する法律の規定により、特別支援学校に就学する障害のある児童生徒の保護者に対して都道府県が実施する援助に対する補助等があり、この制度についても個別の費目毎に支援を行っているところであり、両制度は障害のある児童生徒の就学奨励という目的を一にすることから、その運用についても同様であるべきと認識しており、費目を限定しない形での交付金事業とすることは、慎重に判断する必要がある。 また、当該補助金の対象となる特別支援教育就学奨励事業については、事業の実施主体である市町村及び支援の対象となる児童生徒の障害の状態・特性等により、必要とする経費の種類や金額が異なるため、支援を行う金額についても、実施する市町村により様々となっていることから、御提案を頂いた、費目をまとめ、単価を標準化した場合、市町村によっては、補助金の額に過不足が生じる可能性があることが、実務上の観点から懸念される。	・国においては「予算の範囲内」としていることで、補助対象経費に対して、満額の補助金が交付されていないことから、市町村は恒常的に補填している状況にあり、今回提案した単価の標準化を実施した場合でも新たに過不足が生じることはない。 ・本事務に県の裁量がない現状を踏まえ、国から直接市町村への交付金化を検討されたい。		提案団体の提案に沿って、特別支援教育就学奨励補助金(小学校及び中学校分)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とするべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平27＞として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平29＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
814	【全国市長会】 市町村の事務軽減を十分に考慮するとともに、適切な財政措置を講じること。			E 提案の実現に向けて対応を検討	単価の標準化を図るなどの交付金化するための仕組みを、平成28年度概算要求までに検討する。所要の予算については、文部科学省としては特別支援教育就学奨励費補助金について、平成26年度予算で約35億円(対前年度約11億円増)を計上し、平成27年度概算要求においても約47億円(対前年度約12億円増)を要求しており、引き続き所要の予算の確保に努めて参りたい。	6【文部科学省】 (6)特別支援教育就学奨励費補助金 単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、平成27年中に結論を得る。	通知	平成27年12月25日	「平成28年度特別支援教育就学奨励費補助金等の予算額(案)について」(平成27年12月25日付け事務連絡) ・平成28年度から事業計画・交付申請時には前年度実績額に対象人数を乗ずることや新入学児童生徒学用品・通学用品を学用品・通学用品費に統合することにより単価の標準化を図ることで、地方公共団体の事務負担を軽減することとした。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
816	県立学校における学校評議員の委嘱権限の学校設置者から校長への変更	現行では、校長の推薦により学校設置者が行うこととされている学校評議員の委嘱について、校長が行うものとする。こと。	【制度改正の必要性】 管轄区域が狭く、地域と密接な関係がある市町村教育委員会が学校評議員を委嘱することは適切であると考え、県下広域に設置されている各県立学校の場合、評議員を設置者である県教育委員会が委嘱するよりも、地域事情に詳しく、住民との関わりが深い校長が、直接、学校評議員を委嘱する方が、より校長の責任と権限を高める観点からも適切であるとともに、権限変更により委嘱決定までの時間や事務処理の軽減も図られる。 なお、平成12年度導入当初は制度の理解が十分でなかったため、議員や教育委員会関係者等の公務員の推薦例があったが、現在は制度の趣旨が定着しており、校長が推薦した者について教育委員会が委嘱しなかった事例は皆無である。 【支障事例】 学校から推薦があった場合、県教育委員会事務局が、その人物等が適切かどうか全てを把握することは困難なため、たびたび学校に確認するなど、事務作業量が増える。 【改正による効果】 当該人物について十分把握している学校長が決定・委嘱できることから、それぞれの学校にとってより適切な人物を選定し、決定するまでの時間が大幅に短縮できるとともに、事務処理の軽減にもつながる。 県教育委員会は、毎年行っている1000名分を超える推薦状の受理、書類の確認、審査および委任状作成等の事務処理が軽減される。また、各学校は5～7名程度の学校評議員の委任状を作成することになるが、推薦状を送付する等の事務作業が軽減されるとともに、委嘱までの時間が2週間程度短縮できる。	学校教育法施行規則 第49条、第79条、第104条 等		文部科学省	兵庫県、和歌山県、徳島県	E 提案の実現に向けて対応を検討	提案の実現には省令改正が必要であるが、現在省内の調査研究協力者会議において学校評議員も含めた学校・家庭・地域が連携・協働する関連制度(学校評議員、学校運営協議会、学校関係者評価、学校支援地域本部等)の在り方について検討中であり、これらはそれぞれ関連するものであるため、学校評議員制度のみを先行して議論するのは適切ではない。関連制度全体の在り方を検討する際に、学校評議員の委嘱に係る規定の改正の可能性についても議論することを検討。	・関連制度の中には、設置者が委員等を委嘱や任命する制 度にはなっていないものもあるため、学校評議員の委嘱に係る規定の改正を先行しても差し障りないと考える。		提案団体の提案に沿って、校長の推薦により学校設置者が行うこととされている学校評議員の委嘱について、校長が行うことも許容するべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
816				A 実施	学校教育法施行規則を平成26年度内に改正。	6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 学校評議員の委嘱(施行規則49条3項等)については、学校設置者の判断により校長も行うことができるよう措置する。 [措置済み(平成27年1月15日付け文部科学省初等中等教育局通知)]	通知	平成27年1月15日	学校評議員の委嘱について(平成27年1月15日付け文科初第1038号)	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
815	要保護児童生徒 援助費補助金 (学用品費等・医 療費・学校給食 費)について、市 町村への交付金 化による事務の 合理化	要保護児童生徒援 助費補助金(学用品 費等・医療費・学校 給食費)について、 交付金化し直接市町 村に交付する制度と すること	【改正による効果】 市町村への負担を強いることのないよう必要総額を維持し つつ、補助金交付要綱第3条を見直し、同条にある別記に 示されている費目をまとめ、これまでの実施報告額に応じた 都道府県平均単価を算出することにより単価の標準化を図 るなど、事務の簡素化を図った上で、交付金化等とすること により、実態を把握している市町村による弾力的な運用が 可能となる。 なお、交付金化の場合は、現状の補助申請においても県の 裁量の余地が少ないこと、また、県・市町村双方の事務の 削減を図ることから、国から直接市町村へ措置する制度とさ れたい。 【支障事例】 現状では市町村において、対象児童生徒の世帯所得に応じ た支弁段階の決定、生活保護との重複有無確認、学用品 費、修学旅行費、通学用品費、通学費、医療費、学校給食 費、新入学児童生徒学用品費等、それぞれの費目で異なっ た補助基準限度額の確認など、他の補助事業と比較しても 確認項目は多い。市町村は年度当初の認定作業を行う一 方、旧年度の実績報告書の作成、新年度の計画申請が重 なるなど短期間に事務作業が集中している。	就学困難な児 童及び生徒に 係る就学奨励 についての国 の援助に関す る法律第2条、 学校保健安全 法第24条第1 項、学校給食 法第11条第2 項、第12条第2 項、要保護児 童生徒援助費 補助金及び特 別支援教育就 学奨励費補助 金交付要綱		文部科学 省	兵庫県、 大阪府、 徳島県	C 対応 不可	本補助金は、市町村が経済的理由によって、就学 困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必 要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助 することとし、もって義務教育の円滑な実施に資する ことを目的としているものであり、従前、生活保護法第 六条第二項に定める「要保護者」と、要保護者に準ず る者として、就学援助の実施主体である市町村が定 めた「準要保護者」に対する援助に対して、補助を 行っていたが、平成17年度のいわゆる「三位一体の 改革」の際に、経済的困窮により就学困難な「要保護 者」に必要最低限の援助を行うことが必要不可欠で あることから、その対象を「要保護者」に対する援助に 対する補助に限定した経緯がある。 このことを踏まえ、例えば、「就学困難な児童及び生 徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法 律」においては、補助対象となる費目を明示し、経済 的困窮により就学困難な「要保護者」に必要最低限 の援助を行っているところである。費目を限定しない 形での交付金事業とすることは、法律の趣旨と異なる ものであり、慎重に判断する必要がある。 また、当該補助金の対象となる就学援助事業につ いては、事業の実施主体である市町村により、必要と する学用品等の種類や金額が異なるため、就学援助 を行う金額についても、実施する市町村により様々と なっていることから、御提案を頂いた、費目をまとめ、 単価を標準化した場合、市町村によっては、補助金の 額に過不足が生じる可能性があることが、実務上の 観点から懸念される。 なお、「支障事例」において、「対象児童生徒の世帯 所得に応じた支弁段階の決定」とあるが、当該補助金 においては、世帯の所得に応じた支弁区分は存在し ない。	・実態は市町が給付した1/2を補助する修学旅行費が大半 を占める状況である。また、県の裁量がない現状を踏まえ、 国から直接市町村への交付金化を検討されたい。		提案団体の提案に沿って、要保護児童生 徒援助費補助金(学用品費等・医療費・ 学校給食費)について、交付金化し直接 市町村に交付する制度とするべきであ る。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
815	【全国市長会】 市町村の事務軽減を十分に考慮するとともに、適切な財政措置を講じること。			E 提案の実現に向けて対応を検討	各市町村における所要額の確保に配慮しつつ、単価の標準化を図るなどの交付金化するための仕組みを、平成28年度概算要求までに検討する。	6【文部科学省】 (5) 要保護児童生徒援助費補助金 単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、平成27年中に結論を得る。	通知	平成27年12月25日	「平成28年度要保護児童生徒援助費補助金の予算額(案)について」(平成27年12月25日付け事務連絡) ・平成28年度から学用品費など8つの費目の単価を1つに大括り化し、単価を標準化することにより、地方公共団体の事務負担を軽減することとした。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
708	公立施設が幼保 連携型認定こども園に移行する 際に必要な設備 基準(自園調理) の緩和	幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満三歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。	現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。 子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。 そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。 なお、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」」の認定内容を保育所だけでなく、幼保連携型認定こども園も追加することにより、対応できる場合はそちらで対応をお願いしたい。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2		内閣府、 文部科学 省、厚生 労働省	安城市	E 提案の実現に向けて対応を検討	公立の保育所と同様に、公立の幼保連携型認定こども園における3歳未満児の食事の提供についても、特区の枠組みの中で、外部搬入方式を認める方向で検討していく。	安城市では子ども・子育て支援事業計画内で、0・1・2歳児の量の確保策の一つとして、公立幼稚園を認定こども園化すること考えている。 ただし、現在安城市立の保育園で構造改革特区により0・1・2歳児に対する給食の外部搬入方式が認められている一方で、認定こども園では認められないことにより、認定こども園への移行についての具体的検討が進められないでいる。 そこで、認定こども園において、外部搬入方式で3号認定者の給食を提供できるようになれば、当市の認定こども園において、3号認定者を受け入れることができ、保護者にとっても選択肢が広がるため、特区の拡充により、3号認定者への給食提供を容認していただきたい。 実施時期については、現在策定中の事業計画で、平成30年度に認定こども園化を実現し2号3号認定者の受け入れを行いたいと考えており、市民及び在園児の保護者への周知期間が3年程度必要であるため、平成26年度末までに方針を定めていただけるとありがたい。		「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
708	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守る施設には選択肢を与えるべきである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。	E	提案の実現に向けて対応を検討	26年度末までには対応方針をお示しする。	6【文部科学省】 (3)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(厚生労働省と共管) (ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。 ・公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置する。	省令	平成27年中	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
77	認定こども園の 認定に係る事 務・権限の移譲	平成27年4月施行 予定の子ども・子育 て支援新制度では、 幼保連携型認定こど も園の認定に係る認 可については、中核 市が行うこととされ るが、幼保連携型認 定こども園以外の認 定こども園に係る認 可についても中核市の 所管とされたい。	【制度改正の経緯】 現在、都道府県の所管である認定こども園の認定に関する事務の内、子ども・子育て支援新制度における改正後の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、幼保連携型認定こども園については、中核市が行うこととされており、平成26年3月28日事務連絡により他の種類の認定こども園については、地方自治法第252条の17の2により条例の定めるところにより市町村が処理することができるようになったところである。 【具体的な支障事例等制度改正の必要性】 認定こども園の全ての類型は、新制度において、市町村から給付を受ける施設型給付の対象になため、確認に関する事務は、市町村が行うこととなる。認定と確認に関する事務は共通する部分もあり、一体的に行う方が、事業者、自治体双方にとって利便性があり、条例による権限移譲により、解決するものであるが、周辺市町村などが、統一して活用することにはならないと考えられ、返って事業者にとっては、複雑なものになると思われる。 【権限移譲の具体的な効果】 条例によらず、権限移譲を行うことにより、少なくとも中核市ごとに権限が異なるということがなくなり、認定こども園に関する事務の一層の簡素化により、新制度の目的の一つでもある認定こども園の普及を図ることができると考える。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項		内閣府、 文部科学 省、厚生 労働省	松山市	C 対応 不可	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、現行制度においても条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。 当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえ」ることとされており、現時点で一律に権限委譲を行うことは困難である。 ※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)(抄) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」が発せられてから9か月が経過し、条例制定により権限移譲を検討・実施している自治体も出てきていると思われるため、実態を把握したうえで、指定都市までに限定せず、中核市への移譲の検討を進めてもらいたい。		指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
77	【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式 による移譲を求める。			C 対応 不可	子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、 現在、自治体・事業者ともに準備に追われている状況である。 このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更 することは、事業者に更なる混乱を招き、新制度の施行準備 及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律 に権限移譲を行うことはできない。 一律の権限移譲については、「事務・権限の移譲等に関する 見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を 考慮し、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて 検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と 中核市間の調整が整ったところから、条例による事務処理 特例制度により権限移譲をすることは可能である。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
422	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	【制度改正を必要とする理由】 平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、併せて移譲を求めている私立幼稚園の設置認可等の権限移譲を受けることにより、上記の総合的な施策実施がより効果的になされることとなる。 【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置され、認定権者が異なることから二重行政となる。 具体的には、保育所型認定こども園については、児童福祉法上の認可権限は指定都市が有するにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有し、地方裁量型認定こども園については、児童福祉法上の認可外保育施設としての届出は指定都市に対して行うにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有する。そのために、事業者は道府県と指定都市の両方に手続きを行わなければならない煩雑である。 子ども・子育て支援新制度では、地域の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を有しないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	「私立幼稚園の設置認可権限等の移譲」との一体的見直しをお願いしたい。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	C 対応不可	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、現行制度においても条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。 当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえ」ることとされており、現時点で一律に権限委譲を行うことは困難である。 ※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)(抄) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。	幼保連携型認定こども園の認可権限が移譲されることから分かるように、認定こども園関係の事務を遂行する能力が指定都市に備わっているという事実は、国においても当然に認知されているものとする。そのため、認定こども園に係る事務遂行能力を類型ごとに区別して捉えるべきではなく、むしろ、近接性の原理や補完性の原則に照らせば、基礎自治体でもある指定都市が一括して処理すべきである。 また、認定こども園を設置・運営する事業者にとって、認定こども園の類型により認定申請の窓口が異なることは適切ではなく、特に、都道府県の枠を超えた広域での事業展開が増えている現状において、当該道府県への指定都市の有無により窓口が異なることは、混乱を招く要因となる。 条例による事務処理特例制度は、協議が整った場合においても道府県の条例で定める方式であることから制度の安定性として不十分であり、子ども・子育て支援新制度の施行にあわせ、早急に権限が移譲されることを求める。 また、事務処理特例は、これまでの短期間ですでに3分の1の指定都市で適用が決まっており、さらに道府県と協議中の市まで含めると全体の半数を超えている。施行状況を踏まえて移譲の検討がなされるということであるが、実際に移譲の検討がなされるために必要な検討課題やその解決に向けたスケジュールが具体的に示されるべきである。 [参考] 条例による事務処理特例の活用が決定している指定都市 7市 条例による事務処理特例の活用に向け協議中の指定都市 6市 (全20市中)		指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
422	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応 不可	子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者ともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者に更なる混乱を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限移譲を行うことはできない。 一律の権限移譲については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲をすることは可能である。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
666	幼保連携型認定 こども園以外の 認定こども園認 定権限の移譲	都道府県が持つ幼 保連携型認定こども 園以外の認定こども 園の認定権限を指 定都市に移譲する。	【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指 定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方 裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に 存置され、類型によって認定権者が異なることになる。 そのため、認定こども園に係る事務を指定都市が一体的・ 包括的に実施することができず、待機児童解消に向けた需 給調整等の地域の実情に応じた計画的な施策が実施でき ない。 また、市内の私立幼稚園及び民間保育所を対象に、子ど も・子育て支援新制度にかかる移行調査を実施したが、事 業者の方から、類型の違いにより認可主体に差があること について分かりにくいとの指摘がある。このことについては 大阪府と共通認識。 【制度改正の必要性】 住民に身近で高度な専門能力を有し子育てや教育に関す る広範な事務を実施している指定都市が、認定こども園に 係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効 率的・効果的な事業実施が可能になる。 なお、まずは事務処理特例の活用状況を踏まえて権限移譲 を進めるという2段階の移譲とされているが、指定都市等 においては当該事務を実施する能力を一律に有しており、特 別な地域性を考慮すべき内容ではないことから、法令によっ て移譲すべきものとする。	就学前の子ど もに関する教 育、保育等の 総合的な提供 の推進に関す る法律第3条等		内閣府、 文部科学 省、厚生 労働省	堺市、大 阪府	C 対応 不可	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」 (平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治 体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったとこ ろから、現行制度においても条例による事務処理特 例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。 当該閣議決定において、「条例による事務処理特例 制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子 育て支援新制度の施行状況等も踏まえ」ることとされ ており、現時点で一律に権限委譲を行うことは困難で ある。 ※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針につい て」(平成25年12月20日閣議決定)(抄) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定 に係る以下の事務・権限については、都道府県と指 定都市間の調整が整ったところから、条例による事務 処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとと もに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都 市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の 施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向 で検討を進める。	幼保連携型認定こども園の認可権限が移譲されることか らも分かるように、認定こども園関係の事務を遂行する能力 が指定都市に備わっているという事実は、国においても当 然に認知されているものとする。そのため、認定こども園 に係る事務遂行能力を類型ごとに区別して捉えるべきでは なく、むしろ、近接性の原理や補完性の原則に照らせば、基 礎自治体でもある指定都市が一括して処理すべきである。 また、認定こども園を設置・運営する事業者にとって、認定 こども園の類型により認定申請の窓口が異なることは適切 ではなく、特に、都道府県の枠を超えた広域での事業展開 が増えている現状において、当該道府県への指定都市の 有無により窓口が異なることは、混乱を招く要因となる。 条例による事務処理特例制度は、協議が整った場合にお いても道府県の条例で定める方式であることから制度の安 定性として不十分であり、子ども・子育て支援新制度の施行 にあわせ、早急に権限が移譲されることを求める。 また、事務処理特例は、これまでの短期間ですでに3分の 1の指定都市で適用が決まっており、さらに道府県と協議中 の市まで含めると全体の半数を超えている。施行状況を踏 まえて移譲の検討がなされるということであるが、実際に移 譲の検討がなされるために必要な検討課題やその解決に 向けたスケジュールが具体的に示されるべきである。 [参考] 条例による事務処理特例の活用が決定している指定都市 7市 条例による事務処理特例の活用に向け協議中の指定都 市 6市 (全20市中)		指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都 市へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の 希望等を踏まえ、事務処理特例によつて 移譲することとし、全国的に移譲の実績 が上がった段階で法律上の都道府県と市 町村の役割分担を見直すこととすべき。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
666	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応 不可	子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者ともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者に更なる混乱を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限移譲を行うことはできない。 一律の権限移譲については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲をすることは可能である。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
862	「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限の移譲	県が持つ「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限を市に移譲する	「子ども子育て支援新制度」においては、「幼保連携型認定こども園」は指定都市に権限が委譲されることとなるが、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園の認定権限は県に残る。 施設の移行を考える幼稚園事業者などが、認定こども園の類型によって相談窓口が異なることは非効率的であり、利便性をも欠くことになる。 類型を越えた認定子ども園への移行を推進する上で窓口を一本化することが必要と考える。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条		内閣府、文部科学省、厚生労働省	さいたま市	C 対応不可	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、現行制度においても条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。 当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえ」ることとされており、現時点で一律に権限委譲を行うことは困難である。 ※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)(抄) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。	条例による事務処理特例制度による移譲の状況として、すでに3分の1の指定都市で適用が決まっており、さらに道府県と協議中の市まで含めると全体の半数を超えている。このような状況を踏まえ、早期に法定移譲に向けた検討を進めていただきたい。また、実際に移譲の検討がなされるために必要な検討課題やその解決に向けたスケジュールを具体的に示していただきたい。 [参考] 条例による事務処理特例の活用が決定している指定都市 7市 条例による事務処理特例の活用に向け協議中の指定都市 6市 (全20市中)		指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
862	【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。			C 対応 不可	子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者ともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者に更なる混乱を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限移譲を行うことはできない。 一律の権限移譲については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲をすることは可能である。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
44	市町村立学校の教職員の加配要件の見直し	市町村立学校の教職員の加配について、実態に即した配置が行えるよう、加配要件の大括り化を行うべき。	【制度改正の必要性】 加配教職員定数は、施行令において加配要件が定められており、これに基づき加配要件ごとの定数が都道府県別に決められている。しかしながら、学校が抱える課題は様々であり、課題解決に必要となる教職員定数は、市町村や都道府県など、地域によって大きく変わるところであるが、加配要件ごとに定数が決められていることにより、必要な定数が措置できないものもある。 【支障事例】 例えば、少人数指導に係る加配定数は、ほぼ小中学校全校に配置できるものの、特別支援教育に関する定数等は必要数に満たないような場合、配分された加配定数全体の中で加配要件の枠を超え、より地域の実態に即して学校へ配置できるよう調整することができない。また、近年課題となっている、通常学級に在籍する発達障害などの児童生徒への対応や、職務遂行能力を十分に発揮できない職員(事務職員等)への対応など、既存の加配要件では対応が困難な課題も増加している。 【求める措置内容】 このようなことから、現行の加配要件に縛られずに、学校や市町村が抱える個々の課題に柔軟な対応ができるよう、加配要件の大括り化が必要である。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第7条第2項、第15条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第2条、第5条		文部科学省	愛知県	D 現行規定により対応可能	加配定数については、平成15年度に「児童生徒支援加配」、平成23年度に「特別支援教育加配」の大括り化を行ったところである。また、従来より加配定数の内示後における加配区分間の配分変更についても、各都道府県の要望を最大限踏まえた柔軟な対応しているところである。 なお、「職務遂行能力を十分に発揮できない職員(事務職員等)への対応」においては加配措置との関係が不明であるが、仮に事務職員等について、教諭等に係る指導改善研修に相当する長期の研修を受講させる際の代替職員の加配措置を想定しているのであれば、そもそも国の加配定数として措置すべきものではなく、対応できない。	意見なし		加配教職員定数は、施行令において加配要件が定められており、これに基づき加配要件ごとの定数が都道府県別に決められている。学校が抱える課題は様々であり、課題解決に必要となる定数は市町村や都道府県など、地域によって大きく変わるところであるが、加配要件ごとに定数が決められていることにより、必要な定数が足りないものもある。 このようなことから、加配要件に縛られずに、学校や市町村がかかえる個々の課題に柔軟な対応ができるような制度への見直しが必要である。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
44	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で確認を行い、提案の実現に向けて、十分な検討を行うこと。			D 現行規定により対応可能	加配定数については、平成15年度に「児童生徒支援加配」、平成23年度に「特別支援教育加配」の大括り化を行ったところである。また、従来より加配定数の内示後における加配区分間の配分変更についても、各都道府県の要望を踏まえた柔軟な対応しているところであり、引き続き柔軟な対応を行ってまいりたい。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
574	全国一律の学級 編制の基準緩和	公立学校における学級編制を定める義務標準法により、1学級あたりの児童生徒数の上限が定められているが、地域の実情の応じた工夫により上下させる柔軟な対応ができるような措置を求める。	【支障事例】 学級編制の基準を定める義務標準法において、教育委員会がその定められた数を下回る数を学級編制の基準とすることを可能としているが、上回る数を定める余地がないため、この基準を超える場合は学級の分割が必要となる。このため、国が1学級あたりの児童・生徒数を一律に引き下げていくと、教職員数が大幅に増加していくこととなる。 【制度改正の必要性】 本県では、域内の児童生徒は減少傾向にあるものの、教員の年齢構成が不均一であり、当面は大量採用が見込まれているため、採用試験倍率を含めた優秀な教員の確保が大きな課題の一つである。また、現在、学校では、いじめ、不登校、授業離脱、学力の低下・二極化等、様々な教育課題が顕在化しており、こうした課題解決のためには、教育委員会が主体的に取り組む必要があり、学級編制の集団単位について、柔軟に上下させる工夫の余地があれば、教育委員会自らの判断により、課題に応じた分野や地域・学校に人材を重点配置するなど、地域性に応じた教職員の活用が期待できる。 このため、学校設置者が学校の実情に応じて弾力的な学級編制を行うため、都道府県が定める学級編制基準を柔軟に設定できるようにすることが課題となっている。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項		文部科学省	神奈川県	C 対応不可	義務標準法における国の学級編制の基準は、義務教育の機会均等と水準確保の観点から、義務教育の適切な規模と内容を国として全国的に保障するものとして定められているものであり、その上で都道府県教育委員会が定める学級編制の基準については、国の標準を下回る数を定める場合のみ許容されており、国の標準を上回る数を定めることは適切ではない。	公立学校における1学級あたりの児童生徒数の基準については、地域ごとに課題が多様化・複雑化しているため、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法の趣旨に則った上で柔軟に地方が対応できるように、廃止又は条例に委任するべきである。		公立学校における1学級あたりの児童生徒数の基準については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止又は条例に委任するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
574				C 対応 不可	御提案のように国が定める学級編制の標準の数よりも多い人数で「都道府県が学級編制の基準を定めること」は、現行法では認められておらず(義務標準法第3条第2項ただし書き)、教育の全国的な機会均等に反するとともに、教育水準の低下を国として許容することになり容認できない。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
656	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準の見直しについて	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令にある小学校の二の学年の児童で編成する学級の基準(小学校の引き続く二の学年(第一学年を含むものを除く。)の児童の数の合計数が十六人以下である場合)を中学校と同じ「八人以下」とすること。	【制度改正の必要性】 少子化が急速に進み、小規模校の複式学級の増加が全国的に広がる傾向にある。特に、北海道や日本海側の道県ではその傾向がさらに強い状況である。また、学校は地域の文化的、社会的、あるいは歴史的中核であることから、複式学級を嫌っての無理な学校の統廃合により地域が衰退していくことが懸念される。 【具体的な支障事例】 ①異なる学年で構成された学級では、異なる学年の内容を同じ教室で1人の教師が指導するため、一方の学年に教師が指導に入っているときは、他方の学年の子どもたちは自学の体制をとらざるをえなくなる。特に、算数や国語などの積み重ねの必要な教科における指導にきめ細やかさがなくなる。 ②指導する教師にとって異なる学年を同時に指導しなければならいため負担が多く、つまずきを持つ子どもの見とりができないことも多くなる。 ③低学年など、特に手のかかる時期の子どもにとっては、同一の学年で構成されていない学級では心の安定が図れない。 【実現した場合の効果】 地域住民、保護者、行政が上記のような複式学級の支障事例により、子どもたちの学力低下を招くことになりかねないと懸念している。提案の実現によって上記のような問題点は解消される。	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令	県と県教委は「十六人」に固執して県の基準を下げたがらないので、政令でしっかり「八人以下」と書かないと実効性がない。	文部科学省	加茂市	D 現行規定により対応可能	現行制度においても、学校の設置者である市町村教育委員会が学級編制を行う権限を有しており、市町村教育委員会の責任と判断で都道府県教育委員会が定める学級編制の基準よりも手厚い学級編制を実施することが可能である。 なお、全国の公立義務教育諸学校に適用される義務標準法に定める複式学級に係る学級編制の標準については、これまで段階的に引下げを実施してきたところであり、今後も国の財政負担等を勘案しつつ、必要な検討を行ってまいりたい。	1.「全国の公立義務教育諸学校に適用される義務標準法に定める複式学級に係る学級編制の標準については、これまで段階的に引下げを実施してきたところであり、今後も国の財政負担等を勘案しつつ、必要な検討を行ってまいりたい」としておられることは、まことに有難いことであり、感謝申し上げます。現在の小学校の標準十六人は、三十人以下学級を指向する現在の趨勢に合わないものであり、ぜひとも早急な引き下げをお願い申し上げます。 2.「市町村教育委員会の責任と判断で都道府県教育委員会が定める学級編制の基準よりも手厚い学級編制を実施することが可能である」とありますが、市町村教育委員会が手厚い学級編成を実施しようとしても、市町村立小・中学校の教員の給与は、県が負担するので、県の同意が必要であり、実現困難であります。従って、法律で標準を下げることであり、県に義務付けることが必要であります。 (なお、市町村立小中学校の設置者は、市町村長であって、教育委員会ではありません。)		公立学校における1学級あたりの児童生徒数の基準については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止又は条例に委任するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平27＞として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平29＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
656	【全国市長会】 教育活動が保障されるよう定数措置を行うこと。			D 現行規定により対応可能	現行制度においても、学校の設置者である市町村が学級編制を行う権限を有しており、市町村の責任と判断で都道府県が定める学級編制の基準よりも手厚い学級編制を実施することが可能である。 また、複式学級に係る学級編制の標準については、これまで段階的に引下げを実施してきたところであり、平成27年度概算要求においても新たな教職員定数改善計画(案)を策定し、その中で、複式学級編制の標準の引き下げを要求しているところである。 平成18年度より市町村が教職員給与費を負担することにより、独自に教職員を任用することも可能であり、市町村が同時に教職員を任用し、独自に複式学級の解消を行うことが可能である。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
870	学級編制の標準について、地域の実情に合わせた弾力化	義務標準法に定める学級編制の標準において、少人数教育を推進するため、一定の枠組みの中で地域の実情に合わせた学級編制を可能にすることを求める。	【支障事例】 現在本市では、独自のスクールアシスタントなどの施策を充実に実施し、少人数学級と少人数指導のそれぞれの良さを取り入れ、少人数で指導する効果を最大限に生かしながら、「日本一の教育都市・さいたま市」の実現に努めている。しかし、国においては、平成26年度予算の概算要求において、「世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上7か年戦略」(H25.8.30文科省)として、少人数教育の推進など教職員等指導体制の整備を挙げたが、少人数教育の推進については予算計上に至っておらず、学級編成の標準の見直しが図られていない。 【制度改正の必要性】 今後、基礎学力の向上と習熟度別学習など、個に応じたきめ細かな指導を実現し、いじめ等の学校教育上の課題等に適切に対応するためには、教職員定数の改善が不可欠である。そのため、学級編制の標準を弾力化し、一定の枠組みの中で地域の実情に合わせた標準の設定を可能とする制度の見直しが必要であると考えている。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、第4条		文部科学省	さいたま市	D 現行規定により対応可能	平成23年の義務標準法の改正により、学級編制に関する都道府県教育委員会の関与が見直され、市町村立義務教育諸学校の学級編制について市町村教育委員会から都道府県教育委員会への同意を要する協議の義務付けを廃止し、事後の届出制とするともに、都道府県教育委員会が定める公立の義務教育諸学校の学級編制の基準について、これらの学校の設置者が学級編制を行う際に従うべき基準としての位置づけを改め、標準としての基準としたところであり、地域の実情等を踏まえた学級編制は可能となっているところである。 なお、学級編制に係る権限は、平成29年度を目途に、指定都市が所在する道府県から指定都市に移譲される予定である(関係法令は第4次分権一括法で改正済み)。			公立学校における1学級あたりの児童生徒数の基準については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止又は条例に委任するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
870	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	第1次回答のとおり。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
421	私立幼稚園の設置認可等権限の移譲	私立幼稚園の設置認可権限、私立学校審議会の設置権限、運営指導・補助金交付権限を、現行の都道府県から指定都市へ移譲する	【制度改正を必要とする理由】 子ども・子育て支援新制度の導入に向けて、国からは、自治体における事業者への相談・支援体制の確保や地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画等を求められている。説明、相談、意向調査の実施など、市と私立幼稚園との密接で円滑な関係が求められている。今後、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するという新制度の目的を実現していくためには、さらなる関係強化が不可欠。 私立学校の設置・廃止認可や学校法人の設立に関する認可など、私立各種学校に関する重要事項を審議する私立学校審議会の設置権限を移譲することによってはじめて、私立幼稚園に関する認可等権限について、適切な執行が可能になる。 各幼稚園において実施している長時間預かり保育は、今後、保育需要の量的及び質的な拡大に対応するための有効な方策の一つであり、設置認可等の権限が移譲されることで幼稚園に関する情報が蓄積され、保育需要の円滑な解消につなげることが期待できる。 【支障事例】 子ども・子育て支援新制度の施行に向けて幼保一体として地域のニーズに対応する必要があるが、市内各私立幼稚園の園舎等の施設に関する情報ならびに認可や指導の経過などの運営に関する情報も乏しいため、幼稚園(法人)の幼保一体化に向けた具体的な相談にきめ細かく迅速に対応することが困難である。 子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園への指導監督について、設置認可等を行う道府県と給付を行う指定都市による二重行政が生じる。 ※支障事例の詳細は別紙のとおり	学校教育法第4条第1項第3号 私立学校法第4条第1項第2号、第8条第1項、第9条第1項 私立学校振興助成法第9条	「幼保連携型以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲」との一体的見直しをお願いしたい。 支障事例の詳細を別紙に記載	文部科学省	指定都市市長会	C 対応不可	私立学校については、市町村内外から幼児児童生徒を受入れ、就学することが想定されており、認可にあたっては、近隣市町村の幼児児童生徒数や需要動向を踏まえるなど、近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要である。 現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、私立学校(高校以下)の設置廃止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等、私立学校行政に係る事務については所轄庁たる都道府県に一元化されているところ。 仮に、私立幼稚園の設置認可など私立学校行政に係る事務の一部を切り出して指定都市に委譲した場合、都道府県だけでなく、指定都市においても私立学校行政を担う組織を新たに設けなければならない、事務的成本の面でも懸念がある。 また、子ども・子育て支援新制度へ移行する過渡期で幼稚園に様々な不安が生じているところ、権限委譲により新制度の円滑な施行に支障が生じるおそれがある。	子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市も質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供する必要があることに加え、子ども・子育て支援法による給付を受ける幼稚園に対しては、指定都市が給付及び指導を行うこととなるため、設置認可権限が都道府県に残る場合、二重行政となり、これを避ける必要がある。 また、国をあげて喫緊の課題として取り組む待機児童問題は、都市部において特に顕著であるが、市内の保育所と私立幼稚園とを包括的に定員管理すること等により、問題の改善が大いに期待できる。 近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要とのことであるが、都市部においては、当該市内からの通園がほとんどであり、当該地域における幼児児童に係る需要動向を最も詳細に把握している基礎自治体である指定都市が主体的に認可判断を行うことが、むしろ住民・利用者のニーズに迅速かつ的確に対応できるものと考える。また、広域での調整については、都道府県や当該市町村との情報共有・調整等を緊密に行うことで、十分に足りるものと考え る。 私学教育行政の中での一部切り出しに懸念があるとのことだが、今回の提案は、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び待機児童解消への迅速な対応の必要性から、私立幼稚園に係る権限の移譲を求めるものである。 また、本件に係る事務的成本の懸念については、長期的視点からは、二重行政の解消とサービスの向上につながるものである。 これら、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するという新制度の趣旨、指定都市の事務能力、住民・利用者のニーズを踏まえ、従来の私立学校行政の枠にとらわれない制度の見直しを求めるものである。		私立幼稚園は市町村の区域を超えて利用されており、広域的な見地からの配慮が必要なこと及び、私立学校行政は幼稚園以外を含め一体的な実施が必要であることを踏まえ、提案は慎重に検討すべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
421	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応 不可	現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、高等学校以下の私立学校に係る設置廃止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等の事務については、都道府県に一元化されており、全国知事会からも慎重に検討すべきとの意見が出ている。 また、本年7月に実施した「私立幼稚園(認定こども園を含む)の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」では、平成27年度から新制度に移行する(検討中を含む)と回答した私立幼稚園は約2割となっており、このような状況下において一律に私立幼稚園の認可権限を指定都市に委譲することは、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
667	私立幼稚園の設置認可権限の移譲	都道府県がもつ私立幼稚園の設置認可権限を指定都市に移譲する。	【制度改正の必要性】 子ども・子育て支援新制度の導入に向けて、国からは自治体における事業者への相談・支援体制の確保や地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参加等を求められている。また、説明、相談、意向調査の実施など、市と私立幼稚園が密接な関係を築くことが求められている。今後、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するという子ども・子育て支援新制度の目的を実現していくためには、さらなる関係強化が必要。 【支障事例】 また私立幼稚園の運営実態や施設・設備面の詳細な情報を市が把握できていないため、待機児童解消に向けた幼保一体化等の迅速な取組の推進に支障がある。事業者側からも、子ども・子育て支援新制度に係る権限が市と府にまたがっていることについて、分かりにくいとの指摘がある。	学校教育法第4条第1項第3号他	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限の移譲と併せて指定都市に移譲し、就学前児童に対する施策を包括的に実施できるようにしてもらいたい。	文部科学省	堺市、大阪府	C 対応不可	私立学校については、市町村内外から幼児児童生徒を受入れ、就学することが想定されており、認可にあたっては、近隣市町村の幼児児童生徒数や需要動向を踏まえるなど、近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要である。 現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、私立学校(高校以下)の設置廃止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等、私立学校行政に係る事務については所轄庁たる都道府県に一元化されているところ。 仮に、私立幼稚園の設置認可など私立学校行政に係る事務の一部を切り出して指定都市に委譲した場合、都道府県だけでなく、指定都市においても私立学校行政を担う組織を新たに設けなければならない、事務的コストの面でも懸念がある。 また、子ども・子育て支援新制度へ移行する過渡期で幼稚園に様々な不安が生じているところ、権限委譲により新制度の円滑な施行に支障が生じるおそれがある。	子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市も質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することに加え、子ども・子育て支援法による給付を受ける幼稚園に対しては、指定都市が給付及び指導を行うこととなるため、設置認可権限が都道府県に残る場合、二重行政となり、これを避ける必要がある。 また、国をあげて喫緊の課題として取り組む待機児童問題は、都市部において特に顕著であるが、市内の保育所と私立幼稚園とを包括的に定員管理すること等により、問題の改善が大いに期待できる。 近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要とのことであるが、都市部においては、当該市内からの通園がほとんどであり、当該地域における幼児児童に係る需要動向を最も詳細に把握している基礎自治体である指定都市が主体的に認可判断を行うことが、むしろ住民・利用者のニーズに迅速かつ的確に対応できるものと考ええる。また、広域での調整については、都道府県や当該市町村との情報共有・調整等を緊密に行うことで、十分に足りるものと考ええる。 これら、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するという新制度の趣旨、指定都市の事務能力、住民・利用者のニーズを踏まえ、従来の私立学校行政の枠にとらわれない制度の見直しを求めるものである。		私立幼稚園は市町村の区域を超えて利用されており、広域的な見地からの配慮が必要なこと及び、私立学校行政は幼稚園以外を含め一体的な実施が必要であることを踏まえ、提案は慎重に検討すべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
667	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応 不可	現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、高等学校以下の私立学校に係る設置廃止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等の事務については、都道府県に一元化されており、全国知事会からも慎重に検討すべきとの意見が出ている。 また、本年7月に実施した「私立幼稚園(認定こども園を含む)の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」では、平成27年度から新制度に移行する(検討中を含む)と回答した私立幼稚園は約2割となっており、このような状況下において一律に私立幼稚園の認可権限を指定都市に委譲することは、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
679	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在都道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を、指定都市に移譲	【支障事例】 保育所待機児童ゼロに向けた取組の継続に向け、幼稚園を貴重な保育資源として位置づけて、本市独自施策として、幼稚園における長時間の預かり保育の拡充を進めているが、私立幼稚園に係る事務・権限が道府県にあるため、事務執行に当たっては、都道府県との調整が必要な状況である等、資源を有効に活用できていない。 具体的には、東日本大震災直後の預かり保育の実施について、早急な対応が求められる中、制度の趣旨から引き続き実施してもらおう協力要請する方針を市として打ち出したが、日中の教育時間にかかることは県の所管であるため、調整を行う必要が生じ、幼稚園への周知に時間を要した。 【制度改正の必要性】 現在子ども・子育て支援新制度の施行に向けて幼稚園の給付対象施設への移行を進めているが、私学助成の幼稚園も残ることが想定されている。 今回の提案が実現することで、幼児教育行政と保育行政の一体的な実施により、保育所待機児童ゼロに向けた取組の継続や子ども・子育て支援新制度への移行を見据えた円滑な対応が可能となる。	学校教育法第4条、私立学校法第9条、私立学校振興助成法第9条		文部科学省	横浜市	C 対応不可	私立学校については、市町村内外から幼児児童生徒を受入れ、就学することが想定されており、認可にあたっては、近隣市町村の幼児児童生徒数や需要動向を踏まえるなど、近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要である。 現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、私立学校(高校以下)の設置廃止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等、私立学校行政に係る事務については所轄庁たる都道府県に一元化されているところ。 仮に、私立幼稚園の設置認可など私立学校行政に係る事務の一部を切り出して指定都市に委譲した場合、都道府県だけでなく、指定都市においても私立学校行政を担う組織を新たに設けなければならない、事務的コストの面でも懸念がある。 また、子ども・子育て支援新制度へ移行する過渡期で幼稚園に様々な不安が生じているところ、権限委譲により新制度の円滑な施行に支障が生じるおそれがある。	「近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要」とのことであるが、私立学校については、指定都市と都道府県が意思疎通を十分に図ることで、広域的な視点での認可判断を行うことは十分に可能であり、住民に身近な指定都市が学校設置許可を主体的に判断できれば、住民の意思をよりの確に反映できるようになる。特に、私立幼稚園については、市域内からの通園がほとんどであり、当該地域における幼児児童に係る需要動向を最も把握している基礎自治体である指定都市が主体的に認可判断を行うことが、むしろ住民・利用者のニーズに迅速かつ的確に対応できるものとする。 また、子ども・子育て支援法による給付を受ける幼稚園に対しては、指定都市が給付及び指導を行うこととなるため、このまま設置認可権限が都道府県に残る場合、二重行政となり、コストも含め、効率的な業務の執行上、課題が残る。		私立幼稚園は市町村の区域を超えて利用されており、広域的な見地からの配慮が必要なこと及び、私立学校行政は幼稚園以外を含め一体的な実施が必要であることを踏まえ、提案は慎重に検討すべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
679	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応 不可	現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、高等学校以下の私立学校に係る設置廃止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等の事務については、都道府県に一元化されており、全国知事会からも慎重に検討すべきとの意見が出ている。 また、本年7月に実施した「私立幼稚園(認定こども園を含む)の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」では、平成27年度から新制度に移行する(検討中を含む)と回答した私立幼稚園は約2割となっており、このような状況下において一律に私立幼稚園の認可権限を指定都市に委譲することは、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
707	私立幼稚園の設置認可・指導にかかる権限移譲	私立幼稚園にかかる設置認可、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、指導及び補助金交付の権限・財源を指定都市に移譲	子育て支援や教育等、市民生活に直結する事務事業については、基礎自治体が地域の実情に合わせた行政サービスを提供する必要がある。 子ども子育て支援新制度の施行に伴い、「認定こども園(幼保連携型)」の認可については、政令指定都市及び中核市が行うこととなるが、私立幼稚園の認可については、都道府県の認可権限となっており、子ども子育て支援新制度を効果的に展開していくためにも、基礎自治体に設置認可、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、指導及び補助金交付の権限並びに財源を移譲し、認可にかかる窓口の一元化を図るべきである。	私立学校法第9条 私立学校振興助成法第9条 学校教育法第4条他		文部科学省	大阪市、大阪府	C 対応不可	私立学校については、市町村内外から幼児児童生徒を受け入れ、就学することが想定されており、認可にあたっては、近隣市町村の幼児児童生徒数や需要動向を踏まえるなど、近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要である。 現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、私立学校(高校以下)の設置廃止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等、私立学校行政に係る事務については所轄庁たる都道府県に一元化されているところ。 仮に、私立幼稚園の設置認可など私立学校行政に係る事務の一部を切り出して指定都市に委譲した場合、都道府県だけでなく、指定都市においても私立学校行政を担う組織を新たに設けなければならない、事務的コストの面でも懸念がある。 また、子ども・子育て支援新制度へ移行する過渡期で幼稚園に様々な不安が生じているところ、権限委譲により新制度の円滑な施行に支障が生じるおそれがある。	私立学校においては、市町村内外から児童生徒を受け入れるための広域的な視点が必要との判断については、一定理解はできるものの、私立幼稚園については、大多数の幼児がそれぞれの生活圏内である市町村内の幼稚園に就園している実態がある。(平成25年度就園奨励費補助金等実績、市内私立幼稚園就園率約93%) 子ども・子育て支援新制度の導入に伴い策定する事業計画策定にあたっては、近隣市町村との間で広域利用に関する調整を行うことになっており、新制度の下では、広域的な視点での認可判断は可能となる。 また、新制度の導入に伴い、市町村は、教育標準時間認定子どもに対する施設型給付費に関する事務を受け持つことになることから、私立幼稚園に関する行政は二元化することになる。 そういったことから、私立幼稚園に関わる行政窓口を市に一元化することで、子ども子育て支援新制度を効果的に展開していくことができることから要望しているものである。		私立幼稚園は市町村の区域を超えて利用されており、広域的な見地からの配慮が必要なこと及び、私立学校行政は幼稚園以外を含め一体的な実施が必要であることを踏まえ、提案は慎重に検討すべきである。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
707	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応 不可	現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、高等学校以下の私立学校に係る設置廃止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等の事務については、都道府県に一元化されており、全国知事会からも慎重に検討すべきとの意見が出ている。 また、本年7月に実施した「私立幼稚園(認定こども園を含む)の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」では、平成27年度から新制度に移行する(検討中を含む)と回答した私立幼稚園は約2割となっており、このような状況下において一律に私立幼稚園の認可権限を指定都市に委譲することは、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。					

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」にとどされている。 地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	福岡県提案分	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	C 対応不可	昨年度、検討過程における全国知事会からの回答として、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査に関する権限の移譲の受け入れが困難である旨示されている。	昨年度検討されたのは「全国一律・一斉の権限移譲」であるが、全国知事会と各府省の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。本年度の提案は、全国一律・一斉の権限移譲ではなく、「希望する自治体への権限移譲」であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。 本会としては、手挙げ方式で行うことにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検証できるものと考える。		・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討するべきである。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。 ・なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したものの。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
368	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応 不可	1. エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安定的に供給することが目的であり、海外から安定的に燃料を調達する施策と、燃料資源を有効に利用するための施策とで構成されている。後者の規制が省エネ法であり、エネルギーを使用する事業者に対して一定の義務を課している。 2. 国は省エネ法の目的にある「エネルギーの使用の合理化を総合的に推進する」ため、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示権の行使及び統一的な基準に基づく運用は必須である。 3. また、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を移譲した場合、事業者全体の状況を把握し、勘案した上での事務を実施することが不可能となる。 4. さらに、省エネ法では、事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から、事業者が複数の所在地に設置している全ての事業所について全体としての効率的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務付けるため、事業者単位での規制を行っているところであるが、今回の九州知事会の提案のように、自治体が自らの管内の事業所のみを対象として立入検査等を行う場合、複数の都道府県に事業所を有する事業者にとっては、同一事業者でも事業所ごとに立入検査等を行う主体が異なることとなり、法の趣旨に反する。この際、全国知事会の意見のように国の指示権を認めず自治体毎に異なる運用が行われた場合は特に、事業者の混乱を招くおそれがある。また、自らの管内に本社がある事業者が有する他自治体の事業所を対象として立入検査等を行う場合は、当該事業所が立地する自治体又は国との調整が不可欠であり、現実的ではない。 5. 加えて、手挙げ方式により都道府県に権限を移譲し、全国知事会の意見のように国の指示権を認めない場合は、対象事業者の範囲に関わらず当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法目的の達成が困難となる。 6. 以上のことから、移譲の対象とはできない。	<平26> 4【文部科学省】 (2)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)特定事業者等(事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平27> 4【経済産業省】 (1)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54 法49) 特定事業者等が主務大臣に提出する定期報告(15 条)については、都道府県内の特定事業者等の実態(特定事業者等及びエネルギー管理指定工場等の名称等)及び都道府県別のエネルギーの消費実態(エネルギー管理指定工場等の各種エネルギーの使用量の合計)について、都道府県への情報提供を平成27 年度から行う。	—	—	左記平27対応方針の措置(検討)状況について、経済産業省関係フォローアップを参照	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
897	地域発・文化芸術創造発信イニシアチブに関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域発・文化芸術創造発信イニシアチブについて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県が把握する地域の事業等を反映させ、地域文化の再生やコミュニティの再構築によって地域文化の活性化をより一層促すためには、補助を県に移管する必要がある。	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)交付要綱		文部科学省 (文化庁)	埼玉県	C 対応不可	本事業は、「文化芸術振興基本法」に基づき、我が国を代表するような音楽祭、美術展等を開催する地方公共団体や、特色ある優れた取組により国全体又は周辺地域にも幅広く影響が及ぶような文化事業を実施する地方公共団体を支援するものである。 このため、本事業は地域に均一に配分するのではなく、全国的な視点のもと、外部有識者による審査を経て採択を行っているところ。 我が国の文化芸術振興の観点から、全国の応募案件を一括して審査することが必要であり、地域毎の審査では目的を十分に果たすことができないため、都道府県に移譲することはできない。 また本事業には、都道府県も、市町村と同様に応募することができる。仮に都道府県に移譲した場合には、市町村にとっては競争相手にあたる都道府県が補助を決定する仕組みとなり、著しい支障が生じる。	「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」事業の目的は、文化芸術活動、古典に親しむ活動等を活性化させ、地域文化の再生やコミュニティの再構築、ひいては地域の活性化を促すことにある。 上記目的達成のために必要なことは、全国的な視点ではなく、都道府県の実情を反映することができる地方の視点である。都道府県や市町村の文化芸術振興が日本の文化芸術振興に寄与するため、全国の応募案件を一括して審査する必要性はなく、地域毎で審査することにより本来の目的を十分に果たすことができる。 また、都道府県と市町村が応募できる仕組みであっても、都道府県と市町村が連携を図ることで、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが可能であるため、著しい支障が生じることはないと考える。 ついては、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。		国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施するまちづくり事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
897	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。			E 提案の実現に向けて対応を検討	本事業は、「文化芸術振興基本法」に基づき、国として、①全国レベル・国際レベルの優れた取組、②地方公共団体の枠を超えて周辺地域にも幅広く実施効果が波及すると期待される取組、③他の地方公共団体のモデルとなるような先進的な取組等を支援するものであり、同内容の取組の採否について地域によって差が生じることのないよう都道府県が実施する取組や市町村が実施する取組も全国的な視点から一括して審査・採択を行うことが必要であることから、都道府県に財源・権限を移譲することはできない。 しかしながら、都道府県が実施するまちづくり事業等と連携された市町村の取組を支援することは本事業の趣旨にもかなうものであり、たとえば市町村が都道府県と連携した事業を計画していることが審査に反映されるよう応募書類を変更するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう事業の改善を図ることとする。 なお、「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」は、事業を開始以降、地方公共団体からの申請件数が年々増加傾向にあり、申請額が予算額を大きく上回る状況となっていることから、地方公共団体からのニーズを踏まえ、本事業はその内容を再構築し、「文化芸術グローバル化推進事業」として新たな事業に組み直している。	4【文部科学省】 (3)文化芸術振興費補助金 以下の事業については、都道府県が実施する文化活動やまちづくり事業と連携するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、応募書類の記載事項を変更するなどの改善を図る。 (i)地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業) (ii)劇場・音楽堂等活性化事業 (iii)伝統文化親子教室事業	応募要領の改正	平成26年11月	平成27年度分より、本補助金の申請書に他の地方公共団体との連携・協力体制の状況を記載する欄を設けるとともに、連携・協力体制の有無を評価項目に加えた。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
898	劇場・音楽堂等 活性化事業に関 する事務につい て、都道府県へ の財源・権限の 移譲	「空飛ぶ補助金」の うち劇場・音楽堂等活 性化事業について、 都道府県へ財源・権 限を移譲し、都道府 県から市町村や民間 事業者等へ補助する 制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず に市町村や民間事業者 等へ直接交付する補 助金(いわゆる「空飛 ぶ補助金」)は、地方 の実情が反映されない 恐れがあるばかりか、 国による地方への過 度な関与や二重行政の 拡大につながるなど、 地方分権改革に逆行 するものである。 特に中小企業支援やま ちづくりなどの施策は、 都道府県の関与を強め、 補助対象、補助率等を 地方の裁量で決定する とともに、都道府県等 が実施する事業との連 携を図ることによって、 地方の実情に応じたよ り効果の高い事業とす ることが必要である。 については、「空飛ぶ補 助金」のうち、中小企 業支援やまちづくりな どの地域振興に資する ものは、都道府県へ財 源・権限を移譲し、都 道府県から市町村や民 間事業者等へ補助する 制度とすること。 【地方移管を求める理 由】 県が把握する地域の事 業等を反映させ、地域 コミュニティの創造と 再生をより一層推進し ていくためには、補助 を県に移管する必要が ある。	・「劇場、音楽堂等 の活性化に関する法律 ・文化芸術振興費補助 金(劇場・音楽堂等活 性化事業)交付要綱		文部科学省 (文化庁)	埼玉県	C 対応 不可	本事業は、「文化芸術振興基本法」及び「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」に基づき、我が国のトップレベルの劇場・音楽堂等や地域の実演芸術の振興を牽引するリーダー的役割の劇場・音楽堂等を支援するものである。 このため、本事業は地域に均一に配分するのではなく、全国的な視点のもと、外部有識者による審査を経て採択を行っているところ。 我が国の実演芸術振興の観点から、全国の応募案件を一括して審査することが必要であり、地域毎の審査では目的を十分に果たすことができないため、都道府県に移譲することはできない。 また本事業には、都道府県が設置する劇場・音楽堂等についても、市町村や民間が設置する劇場・音楽堂等と同様に応募することができる。仮に都道府県に移譲した場合には、市町村や民間にとっては競争相手にあたる都道府県が補助を決定する仕組みとなり、著しい支障が生じる。	劇場・音楽堂等活性化事業の目的は、劇場、音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、地域のコミュニティの創造と再生を推進することにある。 上記目的達成のために必要なことは、全国的な視点ではなく、都道府県の実情を反映することができる地方の視点である。都道府県や市町村の文化芸術振興が日本の文化芸術振興に寄与するため、全国の応募案件を一括して審査する必要性はなく、地域毎で審査することにより本来の目的を十分に果たすことができる。 また、都道府県と市町村や民間が設置する劇場・音楽堂が応募できる仕組みであっても、都道府県と市町村等が連携を図ることで、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが可能であるため、著しい支障が生じることはないと考える。 については、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。		国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施するまちづくり事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
898	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。			E 提案の実現に向けて対応を検討	本事業は、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」に基づき、国として、我が国のトップレベルの劇場・音楽堂等や実演芸術の振興を牽引するリーダー的役割を果たす劇場・音楽堂等を支援するものであり、都道府県設置の劇場・音楽堂等も市町村や民間が設置する劇場・音楽堂等と比較して全国的な視点から一括して審査・採択を行うことが必要であることから、都道府県に財源・権限を移譲することはできない。 しかしながら、都道府県が実施するまちづくり事業等と連携した市町村等の劇場・音楽堂等を支援することは本事業の趣旨にもかなうものである。たとえば劇場・音楽堂等が都道府県と連携した事業を計画していることが審査に反映されるよう応募書類を変更するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう改善を図ることとする。	【再掲】 4【文部科学省】 (3)文化芸術振興費補助金 以下の事業については、都道府県が実施する文化活動やまちづくり事業と連携するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、応募書類の記載事項を変更するなどの改善を図る。 (i)地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業) (ii)劇場・音楽堂等活性化事業 (iii)伝統文化親子教室事業	応募要領の改正	平成26年11月	平成27年度分より、審査に当たり、「市町村設置の劇場・音楽堂等が都道府県と連携した事業」を高く評価する旨、応募要領に明記。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
899	伝統文化親子教室事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち伝統文化親子教室事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 対象となる各教室は、地域における団体等が主催する比較的小規模な教室である。それぞれの地域の事情等にあった事業を展開するため、また県が情報を把握するためには、補助を県に移管する必要がある。 さらに、県に移管することで地域間バランスの確保や業務の迅速化が図れる。	伝統文化親子教室事業費国庫補助要項		文部科学省 (文化庁)	埼玉県	C 対応不可	伝統文化親子教室事業は、「文化芸術振興基本法」に基づき、民俗芸能、工芸技術、華道、茶道などの日本全国もしくは地域固有の多種多様な伝統文化・生活文化を対象として支援を行っており、現在、補助金の交付は都道府県を介さずに直接事業者等に対して行っている(平成26年度採択件数:3,316件、うち埼玉県内の件数:93件)。 本事業については、上記のような事業の性質を踏まえ、地方に一律に配分するのではなく、全国的な視点のもと、外部有識者による審査を経て採択を行っているところ。 我が国の文化芸術振興の観点から、全国の応募案件を一括して審査することが必要であり、地域毎の審査では目的を十分に果たすことができないため、都道府県に移譲することはできない。 また、御指摘の「都道府県へ財源・権限を移譲」の一環として、仮に伝統文化親子教室事業に関する事務について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)」等に基づく権限委任等を行う場合、補助金の交付申請等の受理、実績報告の受理、額の確定等当該補助事業に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会が行うこととなる。 この場合、財務大臣に協議を行うとともに、都道府県知事の同意を得る必要があるが、各都道府県において上記のとおり膨大な事務が発生することから、他の都道府県の意見も踏まえた慎重な検討が必要である。 さらに、「県が情報を把握し、地域の事情等にあった事業展開及び地域間バランスの確保のためには、補助を県に移管する必要がある」とのことだが、現状においては、伝統文化親子教室事業の事業募集は、都道府県教育委員会等が域内の市区町村や文化関係団体等の関係機関に対して事業募集を周知するとともに、各事業者からの要望書の取りまとめを行っていたいており、都道府県等が実施する事業との連携など各事業者との調整が行えることから、現在の運用の下で地域の事情等にあった事業展開及び地域間バランスを確保することは十分に可能であると考え	伝統文化親子教室事業の目的は、次代を担う子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、華道、茶道などの伝統文化・生活文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して補助を行うことにより、伝統文化・生活文化の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性の涵養に資することにある。 上記目的達成のために必要なことは、全国的な視点ではなく、都道府県の実情を反映することができる地方の視点である。 また、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定することができない現在の運用下において、都道府県等が実施する事業との連携など各事業者との調整を行うことが困難であり、地域の事情等にあった事業展開及び地域間バランスを確保することは困難であると考える。 ついては、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。		国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施するまちづくり事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
899	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。			E 提案の実現に向けて対応を検討	本事業は、「文化芸術振興基本法」に基づき、民俗芸能、工芸技術、華道、茶道などの日本全国もしくは地域固有の多種多様な伝統文化・生活文化を対象として支援を行っており、また、同内容の取組の採否について地域によって差が生じることのないよう全国的な視点から審査・採択を行うことが必要であることから、都道府県に財源・権限を移譲することはできないが、都道府県が実施する文化活動事業等と連携された文化団体の取組を支援することは本事業の趣旨にもかなうものであり、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、たとえば伝統文化関係団体が実施する取組が都道府県と連携した事業を計画していることが審査に反映されるよう応募書類を変更するなど、事業の改善を図ることとする。	【再掲】 4【文部科学省】 (3)文化芸術振興費補助金 以下の事業については、都道府県が実施する文化活動やまちづくり事業と連携するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、応募書類の記載事項を変更するなどの改善を図る。 (i) 地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業) (ii) 劇場・音楽堂等活性化事業 (iii) 伝統文化親子教室事業	応募書類の様式の改正	平成26年11月	平成27年度分より、本補助金の申請書に都道府県等による文化活動や支援事業等との連携状況を記載する欄を設け、採択の際に考慮することとした。	

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
335	博物館・図書館 の設置・運営主 体を教育委員会 から首長部局へ 移管することを可 能とする規制緩和	全国一律で教育委 員会が所管するこ とを定めることなく、条 例で所管部局を決定 できるように制度改 正すべき。	【支障事例】 文化振興を図る観点から、博物館及び美術館を知事部局 において処理しているが、博物館法等の規定があるため、 やむを得ず事務委任や事務補助執行で対応している。この ため、本来知事の責任の下、事務を行いたいところ、制度上 は、当該事務の執行に対する知事に権限がなく、知事部局 の補助職員(部長)が、教育委員会の指揮命令の下事務を 行なわざるを得ないといった問題がある。 【制度改正の必要性】 公立の博物館・図書館は、博物館法・図書館法等におい て、社会教育を行う施設として教育委員会が所管することが 規定されているが、昨今では、社会教育の視点にとどまら ず、文化振興や観光振興などの目的も兼ね備えた施設とし て位置づけられ、地域資源として効果的に活用を図る取り 組みが進められている。こうしたことから、法律により全国 一律で教育委員会が所管することを定める必要性は薄れてい る。	地方教育行政 の組織及び運 営に関する法 律第30条及び 32条 博物館法第19 条 図書館第13条	－	文部科学 省	群馬県	C 対応 不可	図書館、博物館等の設置・管理を含めた社会教育行政の所管については、昨年、中央教育審議会において関係者を交え、議論された。その際、全国民を対象としたパブリックコメントを通じた意見募集や全国知事会等の地方三団体を含む様々な団体からのヒアリング等を通じて幅広く意見聴取を行い、最終的には平成25年12月13日に「今後の地方教育行政の在り方について」がとりまとめられた。その中で、「社会教育についても、公民館、図書館等の社会教育施設で行われる各種事業は、学校における教育活動と同様に人格形成に直接影響を与えるものであり、対象が成人であったとしても、その内容には政治的中立性の確保が必要であり、教育行政部局が担当するものとして存置すべきである」との結論が出たところであり、これらの経緯につき、ご理解頂きたい。	次の点から制度改正の検討を進めるべきと考える。 ①左記答申は、公民館、図書館等の社会教育施設で行われる事業と内容について言及したものであり、施設の管理そのものについて言及したものではない。 ②首長部局が施設を含む社会教育行政を補助執行したり、社会教育施設に類似した施設を所管する例が増加しており、法律と実態が乖離している。 ③どのような職員をいかなる組織編成の下でどのように配置するかということは、地方自治の本旨にかかわる問題であることから、本来、国が「社会教育を行う施設を教育委員会が所管」することを決定することとの間で、多角的なかつ精緻な比較考慮がなされるべきものとする。左記答申時に中央教育審議会の下に設置された「社会教育推進体制の在り方に関するワーキング」等の議論においてもそうした観点の検討はなされていない。 ④政治的中立性の確保については、博物館及び図書館はともに公の施設であることから住民の利用を通じた監視や、法定の博物館協議会及び図書館協議会の監視機能の充実などにより、十分に可能である。	－	博物館、図書館について、教育委員会が所管するか、長が所管するかは、地方公共団体が判断できるようにするべきである。	－
377	社会教育に関する事務を教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	図書館法、博物館法により、図書館、博物館は教育委員会の所管とされているが、この規定を改正し、図書館、博物館の所管を首長、教育委員会のいずれとするかは地教行法に基づく条例により決めることができるようにすること。	【支障】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、文化に関すること(文化財の保護に関するものを除く。)は、条例の定めるところにより、首長が管理・執行することができる。一方、図書館及び博物館は社会教育機関とされ、個別法により教育委員会の所管とされていることから、文化に関する事務を首長が担当する場合であっても、図書館及び博物館に係る教育委員会の事務を別途首長部局の職員等に補助執行させる必要がある。また重要な意思決定に際しては、教育長の決裁が必要である。この結果、図書館、博物館の管理責任は教育委員会に残ることから、行政組織上の体系と法的な責任の所在が整合しない状態となっており、図書館等の管理責任が法的に問われた場合に、教育委員会の責任が問われる可能性もある。 【改正の必要性】 社会教育行政は、地域づくりや福祉、青少年の健全育成など首長部局との関係が深く、諸施策との連携・協力を通じて、地域の多様な社会教育活動を一層促進することが期待されていることから、文化に関する事務を首長が行う場合、個別法に規定された事務も条例により首長の権限とすることができるように改正する。これにより、責任の所在も明確となる。 【懸念の解消策】 中教審「社会教育推進体制の在り方に関するWGにおける議論の整理」で示されたように、政治的中立性、継続性・安定性の確保、住民の意向反映を確保するため、法定の図書館協議会等の位置づけをより明確化すること(審議会に首長に対する勧告権を付与など)により、確保できる。	地方教育行政 の組織及び運 営に関する法 律第23条、24 条、24条の2 (平成26年改正 法施行後 は、それぞれ 21条、22条、23 条) 社会教育法第 5条、6条 図書館法第13 条、15条 博物館法第19 条、21条	佐賀県提案分 【提出資料】中 央教育審議会 社会教育推進 体制の在り方 に関するWGに おける議論の 整理 ※03	文部科学 省	九州地方 知事会	C 対応 不可	図書館、博物館等の設置・管理を含めた社会教育行政の所管については、昨年、中央教育審議会において関係者を交え、議論された。その際、全国民を対象としたパブリックコメントを通じた意見募集や全国知事会等の地方三団体を含む様々な団体からのヒアリング等を通じて幅広く意見聴取を行い、最終的には平成25年12月13日に「今後の地方教育行政の在り方について」がとりまとめられた。その中で、「社会教育についても、公民館、図書館等の社会教育施設で行われる各種事業は、学校における教育活動と同様に人格形成に直接影響を与えるものであり、対象が成人であったとしても、その内容には政治的中立性の確保が必要であり、教育行政部局が担当するものとして存置すべきである」との結論が出たところであり、これらの経緯につき、ご理解頂きたい。	文化に関する事務を首長部局で管理・執行する動きが広がっている一方、文化行政に大きな役割を期待されている博物館の管理運営などの事務が、現行制度上、地方自治法の委任または補助執行とせざるを得ない現状がある。制度の一貫性を担保し、業務の一体的な執行の体制を維持するという観点から、管理運営主体を教育委員会または首長のいずれにするのかは地方公共団体が選択できることが望ましいと考える。 教育の政治的中立性の確保については、議会のチェック機能や監査委員制度の他、地域課題に対する住民との協働を通じ住民の参画がある等、住民の目線による監視の「制度・しくみ」もあり、また、法定の博物館協議会等の位置づけをより明確化すること等により確保できるものと考えている。地域の多様な社会教育活動を一層促進する観点から、引き続き議論いただくことが必要と考えている。	－	博物館、図書館について、教育委員会が所管するか、長が所管するかは、地方公共団体が判断できるようにするべきである。	－

文部科学省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
335	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重すること。	-		E 提案の実現に向けて対応を検討	ご提案要望の実現に向けては、法制度上、整理すべき論点が多々あることから、実現方策について、検討することとしたい。	<平26> 6【文部科学省】 (2)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 図書館・博物館の設置・管理の所管部局(23条12号及び32条)を地方公共団体の判断により決定することができる制度については、法制度上の課題等を精査し、その実現方策について検討の上、必要な措置を講ずる。 <平29> 6【文部科学省】 (9)博物館法(昭和26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31法162) 公立博物館については、まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平30> 6【文部科学省】 (6)社会教育法(昭24法207)、図書館法(昭25法118)、博物館法(昭26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 公立社会教育施設については、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。	法律	令和元年6月7日	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号)	
377	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重すること。	-		E 提案の実現に向けて対応を検討	ご提案要望の実現に向けては、法制度上、整理すべき論点が多々あることから、実現方策について、検討することとしたい。	[再掲] <平26> 6【文部科学省】 (2)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 図書館・博物館の設置・管理の所管部局(23条12号及び32条)を地方公共団体の判断により決定することができる制度については、法制度上の課題等を精査し、その実現方策について検討の上、必要な措置を講ずる。 <平29> 6【文部科学省】 (9)博物館法(昭和26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31法162) 公立博物館については、まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平30> 6【文部科学省】 (6)社会教育法(昭24法207)、図書館法(昭25法118)、博物館法(昭26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 公立社会教育施設については、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。	法律	令和元年6月7日	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号)	